

第2期みやこ町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
みやこ町

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景及び趣旨.....	1
(1) 子育てを取り巻く背景.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	1
2 計画の概要.....	2
(1) 計画の期間.....	2
(2) 計画の対象.....	2
(3) 策定体制.....	2
第2章 みやこ町の子ども・子育てを取り巻く状況.....	3
1 人口・世帯などの動向.....	3
(1) 人口・世帯数の推移.....	3
(2) 14歳以下の子どもの人数の推移.....	4
(3) 子育て世帯の推移.....	5
(4) 出生者数の動向.....	7
(5) 女性の就労状況.....	7
2 教育・保育施設の状況.....	8
3 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	10
(1) 事業概要.....	10
(2) 事業実績.....	11
4 ニーズ調査結果の概要.....	15
(1) 調査の概要.....	15
(2) 調査結果.....	16
(3) ニーズ調査からの課題.....	23
5 前期計画の施策の実施状況.....	25
6 子ども・子育て支援の主要な課題.....	30
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方.....	31
1 基本理念.....	31
2 基本目標と取組方針.....	32
(1) 基本目標.....	32
(2) 施策の体系.....	33
第4章 子ども・子育て支援施策の展開.....	34
基本目標1 安心とゆとりを持って子育てできるまちづくり.....	34
基本目標2 子どもがのびのびとたくましく成長するまちづくり.....	37
基本目標3 地域全体で子育てを支えるまちづくり.....	38

第5章 事業計画.....	40
1 教育・保育提供区域の設定.....	40
2 児童数の推計.....	40
(1) 人口推計.....	40
(2) 児童数の推計.....	41
3 量の見込み及び提供体制の確保方策.....	42
(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業.....	42
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	48
第6章 計画の推進体制.....	59
1 町民や関係機関等との連携.....	59
2 計画の推進・点検体制.....	59
資料編.....	60
みやこ町子ども・子育て会議条例.....	60
みやこ町子ども・子育て会議委員.....	62

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

(1) 子育てを取り巻く背景

平成 24 年に、「子ども・子育て関連3法」が制定され、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を三つの柱として、少子化の課題に取り組むこととなり、市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本町においても、平成 27 年3月に「みやこ町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第1期計画」という。)を策定し、平成 27 年度から令和元年度を計画期間として、様々な子育て支援策を推進してきました。

今回、社会情勢、国の動向など本町の子どもと家庭を取り巻く状況を踏まえ、保護者の意向等を勘案し、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期みやこ町子ども・子育て支援事業計画」の策定を行いました。

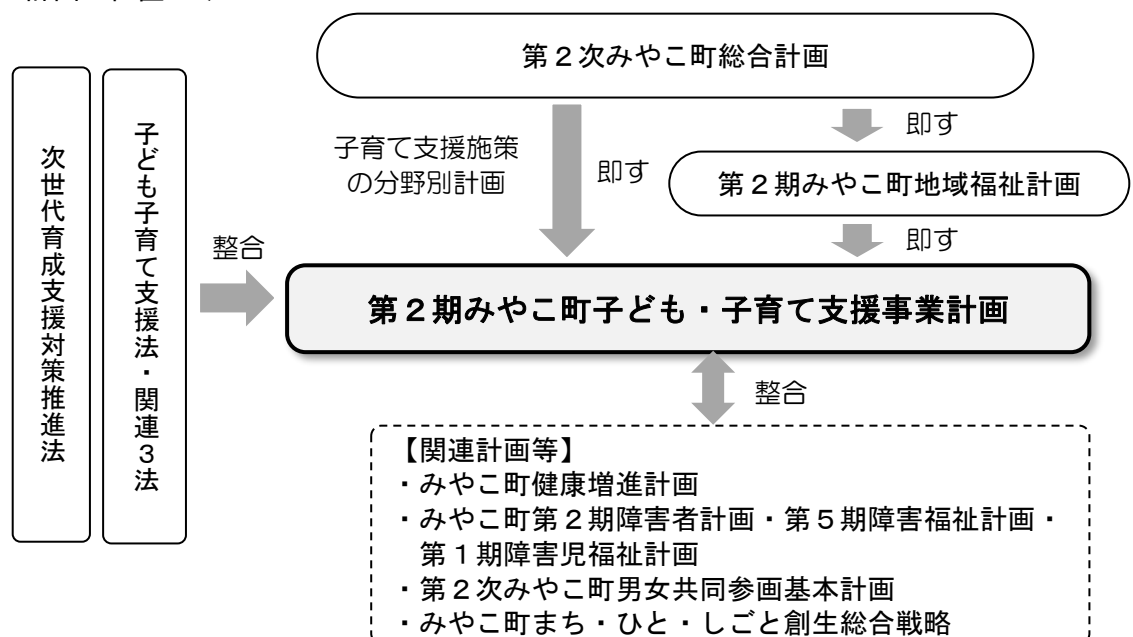
(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、みやこ町の子どもと子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく子育て支援施策の目標、施策の内容等を定めるものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」と一体的に策定しており、行動計画策定指針に定める施策の取組を推進します。

本計画は、上位計画である第2次みやこ町総合計画、第2期みやこ町地域福祉計画に即し、みやこ町健康増進計画等の関連計画との整合性を図りながら子育て支援を行うための計画となります。

■計画の位置づけ



2 計画の概要

(1) 計画の期間

子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援事業計画は5年を1期として策定することとされています。

本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

(2) 計画の対象

本計画は、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの子ども・青少年を対象とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

(3) 策定体制

本計画の策定にあたっては、「みやこ町子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定等）の審議を行いました。

第2章 みやこ町の子ども・子育てを取り巻く状況

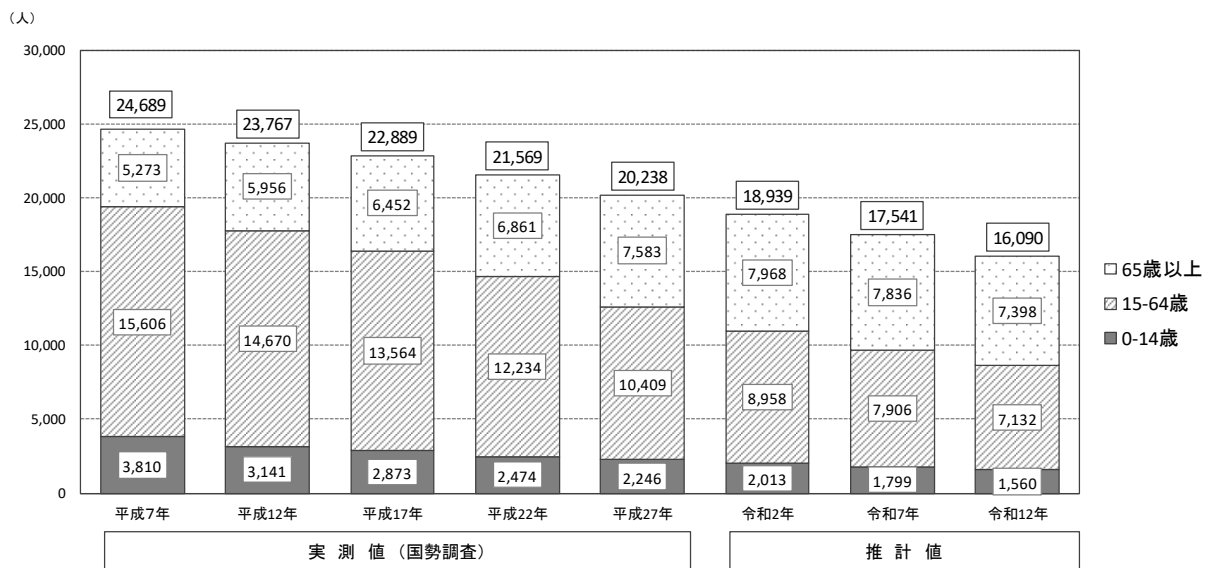
1 人口・世帯などの動向

(1) 人口・世帯数の推移

○本町の人口は、平成7年の24,689人以降、減少傾向にあり、平成27年で20,238人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後も人口の減少が見込まれています。

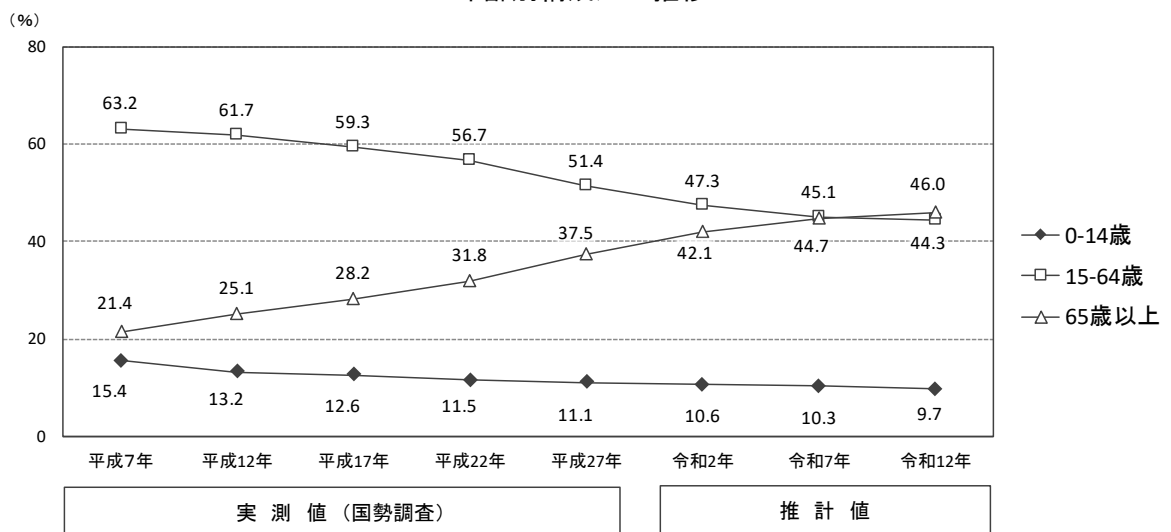
○年齢3区分別では、15歳未満人口及び年少人口率の減少が見込まれ、高齢化率は増加が推計されます。

■人口・年齢別人口の推移



資料：平成7年～27年は国勢調査人口
令和2年～12年は、国立社会保障・人口問題研究所推計人口

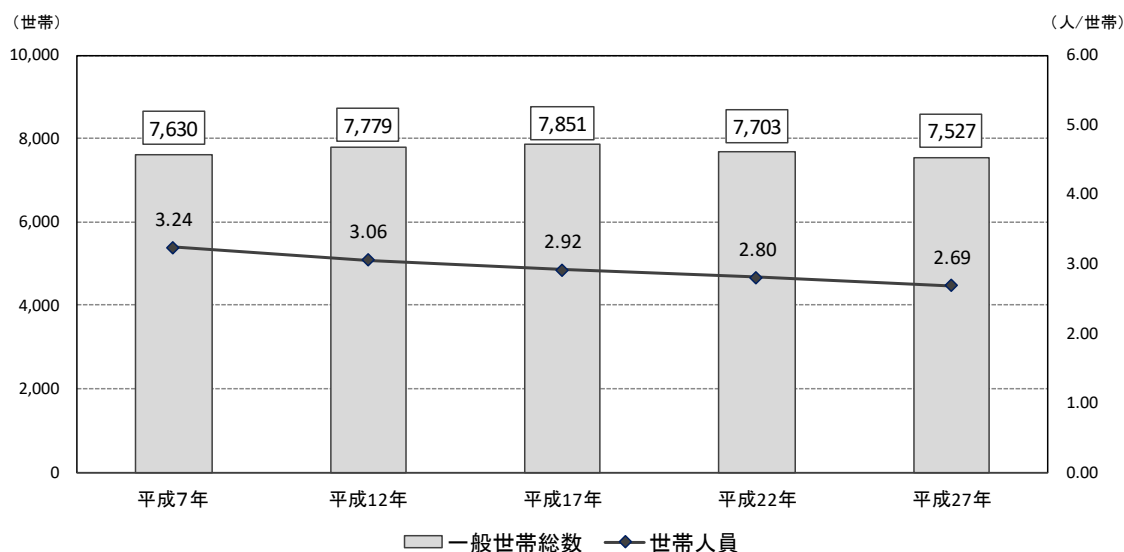
■年齢別構成比の推移



資料：平成7年～27年は国勢調査人口
令和2年～12年は、国立社会保障・人口問題研究所推計人口

○世帯数は、平成 22 年から減少に転じています。1 世帯当たり的人员も減少しています。

■世帯数、1 世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査人口

(2) 14 歳以下の子ども数の推移

○0歳から5歳までは、10.2%の減少、6歳から11歳までは9.1%の減少、12歳から14歳までは16.7%の減少となっています。

○各年齢で減少傾向となっていますが、2歳、11歳は増加がみられます。

○減少傾向が大きいのは、0歳、3歳、6歳、12歳児です。

■14 歳以下の児童数の推移

単位：人

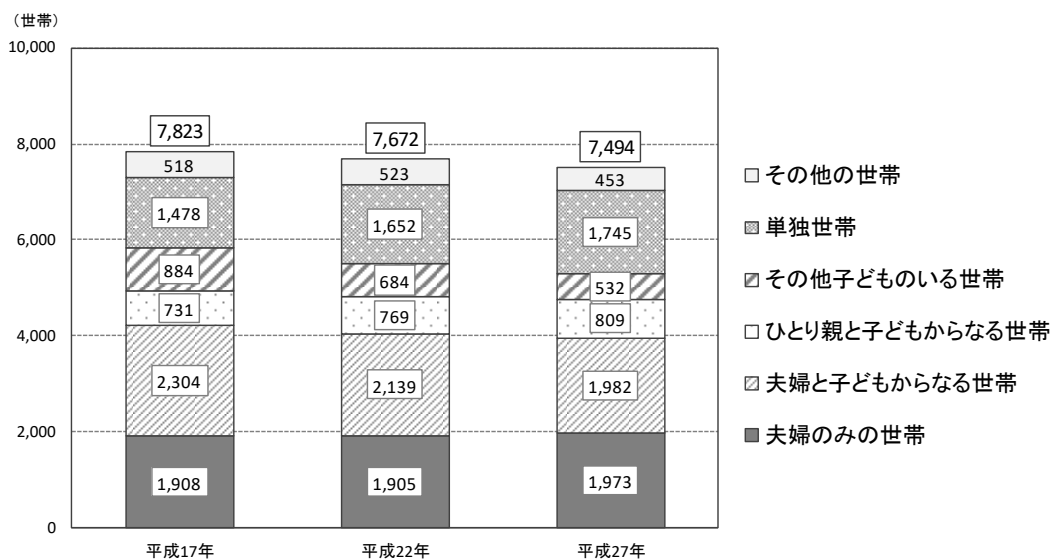
	実績					H27→H31 増減率(%)
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
0歳	120	112	100	97	96	-20.0%
1歳	120	129	110	113	107	-10.8%
2歳	107	124	126	123	118	10.3%
3歳	154	110	126	130	126	-18.2%
4歳	141	155	109	125	130	-7.8%
5歳	143	143	151	111	128	-10.5%
6歳	153	141	144	149	108	-29.4%
7歳	163	156	140	140	152	-6.7%
8歳	152	165	152	143	143	-5.9%
9歳	154	153	165	154	146	-5.2%
10歳	176	156	152	161	156	-11.4%
11歳	155	178	152	151	161	3.9%
12歳	203	156	174	152	155	-23.6%
13歳	178	203	158	171	153	-14.0%
14歳	194	178	202	157	171	-11.9%
計	2,313	2,259	2,161	2,077	2,050	-11.4%
0-5歳	785	773	722	699	705	-10.2%
6-11歳	953	949	905	898	866	-9.1%
12-14歳	575	537	534	480	479	-16.7%

資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(3) 子育て世帯の推移

○夫婦と子どもからなる世帯、その他子どものいる世帯（核家族以外の3世代同居等の世帯）が減少し、ひとり親と子どもからなる世帯が増加しています。

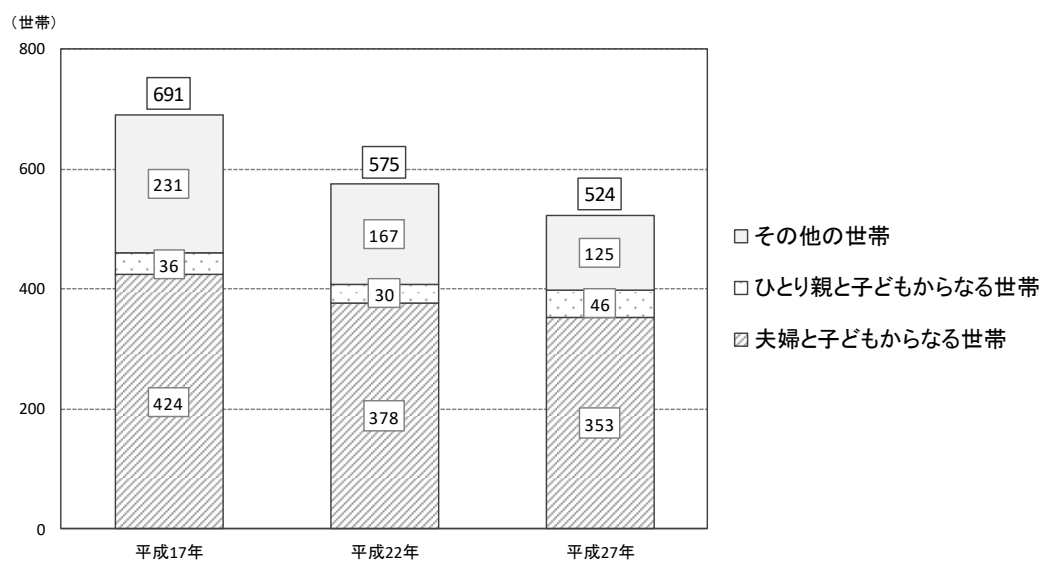
■ 一般世帯における子どものいる世帯の推移



資料：国勢調査

○6歳未満の子どものいる世帯では、夫婦と子どもからなる世帯、その他の世帯が減少しています。

■ 6歳未満の子どものいる世帯の推移

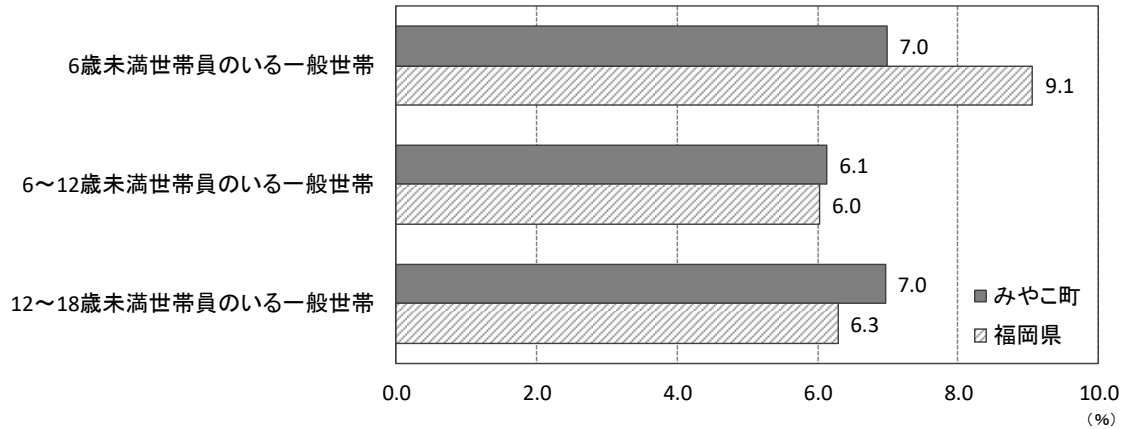


資料：国勢調査

○6歳未満の子どものいる世帯は、一般世帯の7.0%にあたり、福岡県の9.1%を下回っています。

○6歳から12歳未満の子どものいる世帯は県の値とほぼ同じで、12歳から18歳未満の子どものいる世帯は、県の値を上回っています。

■一般世帯に占める子どものいる世帯の割合

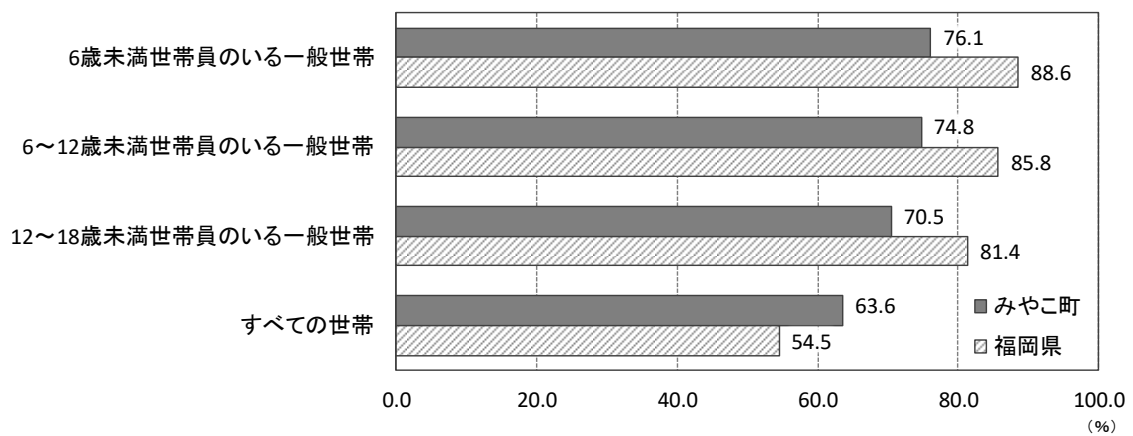


資料：国勢調査

○6歳未満の子どものいる世帯、6歳から12歳までの子どものいる世帯、12歳から18歳までの子どものいる世帯とも福岡県の値を上回っています。

○本町は、父母以外に祖父母等と同居する世帯が多いことがうかがえます。

■一般世帯と子どものいる世帯における核家族の割合



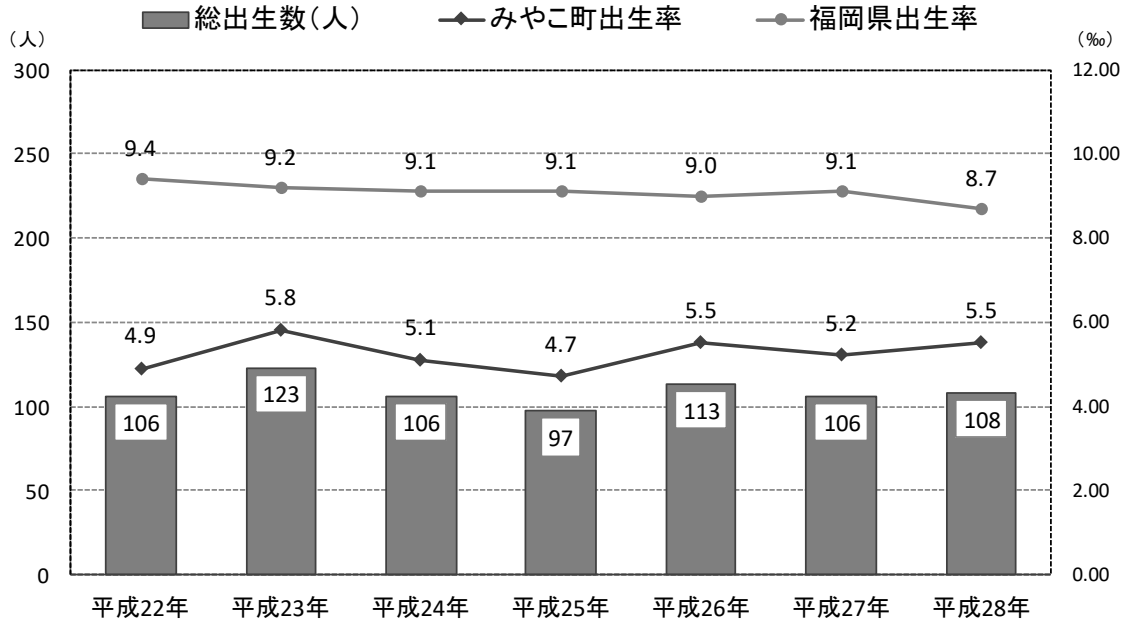
資料：国勢調査

(4) 出生者数の動向

○出生数は、近年 100 人前後で推移しており、平成 28 年は 108 人となっています。

○出生率は、福岡県の値より低く 5% 台で推移しています。

■ 出生者数の推移

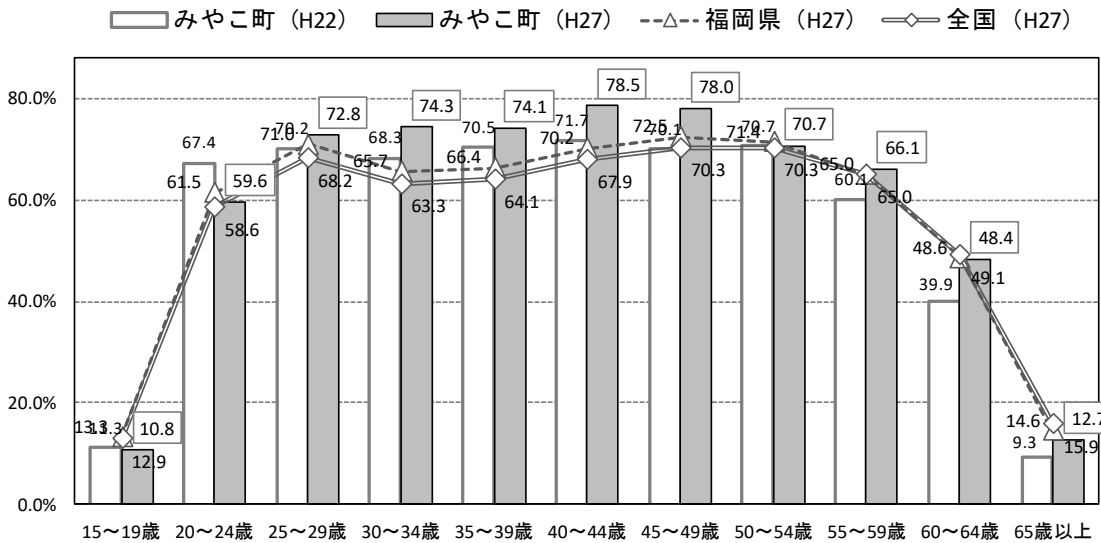


資料：福岡県人口動態総覧

(5) 女性の就労状況

○女性の就労率は、国や福岡県の値よりも高く、特に子育ての中心となる 30 歳代、40 歳代の就労率が高くなっています。

■ 女性の就労状況



※数値はみやこ町の値

資料：国勢調査

2 教育・保育施設の状況

○令和元年の町民の保育所、認定こども園、幼稚園の在園児数の合計は 553 人です。

町内の施設利用計は、470 人で、その内、町外からの利用人数は 41 人であり、町民の町内施設利用は 429 人となっています。

○町民の保育所利用人数 282 人に対して、認定こども園の利用人数は 197 人となっており、認定こども園への移行が進んでいます。

■保育所園児数の推移

単位：人

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
久保保育所	定員	90	90	90	90	90
	在園児数	51	54	48	45	54
	入所率	56.7%	60.0%	53.3%	50.0%	60.0%
豊津保育所	定員	80	80	80	80	80
	在園児数	43	39	39	35	45
	入所率	53.8%	48.8%	48.8%	43.8%	56.3%
犀川保育園	定員	40	40	40	30	30
	在園児数	23	29	28	22	22
	入所率	57.5%	72.5%	70.0%	73.3%	73.3%
いさやま保育園	定員	20	20	20	20	20
	在園児数	21	18	21	18	24
	入所率	105.0%	90.0%	105.0%	90.0%	120.0%
城井保育園	定員	20	20	20	20	20
	在園児数	19	17	17	19	21
	入所率	95.0%	85.0%	85.0%	95.0%	105.0%
犀川のぞみ保育園	定員	40	40	40	40	40
	在園児数	30	34	39	35	36
	入所率	75.0%	85.0%	97.5%	87.5%	90.0%
飛龍保育園	定員	50	50	50	50	50
	在園児数	38	50	55	44	47
	入所率	76.0%	100.0%	110.0%	88.0%	94.0%
祓郷保育園	定員	120				
	在園児数	80				
	入所率	66.7%				
小計	定員	460	340	340	330	330
	在園児数	305	241	247	218	249
	入所率	66.3%	70.9%	72.6%	66.1%	75.5%
町外の保育所利用児童		31	25	26	36	33
保育所利用児童数 合計		336	266	273	254	282
町外からの受託児童数		44	49	38	39	41

※各年5月1日現在

※祓郷保育園は平成28年度から認定こども園へ移行

■認定こども園園児数の推移

単位：人

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
認定こども園 太陽の森	定員	120	120	120	120	120
	在園児数	116	125	124	120	117
	入所率	96.7%	104.2%	103.3%	100.0%	97.5%
認定こども園 ボランのひろば	定員		135	125	125	125
	在園児数		81	78	85	80
	入所率		60.0%	62.4%	68.0%	64.0%
小計	定員	120	255	245	245	245
	在園児数	116	206	202	205	197
	入所率	96.7%	80.8%	82.4%	83.7%	80.4%
町外の認定こども園利用児童		0	3	2	1	1
認定こども園利用児童数 合計		116	209	204	206	198
町外からの受託児童数		2	5	9	8	6

※各年5月1日現在

■ 幼稚園の園児数推移

単位：人

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
のびのび幼稚園	定員	60	60	60	60	60
	在園児数	34	33	21	19	24
	入所率	56.7%	55.0%	35.0%	31.7%	40.0%
町外の幼稚園利用児童		74	66	61	64	49
幼稚園利用児童数 合計		108	99	82	83	73
町外からの受託児童数		0	0	1	1	2

※各年5月1日現在

■ 保育所・認定こども園・幼稚園の利用者数計の推移

単位：人

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
保育所・認定こども園・幼稚園 利用者数合計		560	574	559	543	553
町外からの受託児童数		46	54	48	48	49

※各年5月1日現在

■ 保育所・認定こども園・幼稚園の各園の利用者数

【保育所】

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
久保保育所	1	8	10	12	9	14	54	90
豊津保育所	4	7	9	7	10	8	45	80
犀川保育園	1	1	3	6	6	5	22	30
いさやま保育園	1	6	3	6	3	5	24	20
城井保育園	0	3	5	3	4	6	21	20
犀川のぞみ保育園	3	5	4	5	12	7	36	40
飛龍保育園	2	6	6	9	12	12	47	50
合計	12	36	40	48	56	57	249	330
町外の保育所利用児童数	11	4	9	6	5	6	41	
町外からの受託児童数	1	5	6	3	10	8	33	

【認定こども園】

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
認定こども園太陽の森	7	10	22	28	25	25	117	120
保育所部	7	10	22	16	11	18	84	90
幼稚園部				12	14	7	33	30
認定こども園ボランのひろば	0	22	12	19	13	14	80	125
保育所部	0	22	12	15	10	9	68	110
幼稚園部				4	3	5	12	15
合計	7	32	34	47	38	39	197	245
町外からの受託児童数				0	5	1	6	

【幼稚園】

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
のびのび幼稚園			4	5	8	7	24	60
町外の幼稚園利用児童			3	13	17	16	49	
合計			7	18	25	23	73	
町外からの受託児童数			1	0	1	0	2	

【保育所・認定こども園・幼稚園 利用者数合計】

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
保育所・認定こども園・ 幼稚園 利用者数合計	30	72	90	119	124	125	560	635
町外からの受託児童数	1	5	7	3	16	9	41	

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 事業概要

・子どもや子育て家庭等を対象として、市町村が地域の実情に応じて実施する事業は、以下の13事業があります。

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査事業
- ④ 乳児家庭等全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

・上記のうち、次の事業は、見込量算出の対象となっていません。

「⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業」

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

「⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

(2) 事業実績

① 利用者支援事業

【事業概要】

- ・保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握します。また、支援を必要とする方が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う事業です。

【実績】

- ・本町では実施していません。

② 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

【事業概要】

- ・乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報提供や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。
- ・「みやこ町子育て支援センター（なかよしキッズ）」「バンビーノ」「ぴよぴよキッズ」の3か所で実施しています。

【対象者】

- ・小学校就学前児童

【実績】

単位：月あたり延べ利用回数（年平均）（回）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	195	231	212	196	191
利用実績	407	231	205	229	

③ 妊婦健康診査事業

【事業概要】

- ・妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施します。

【対象者】

- ・妊婦

【実績】

単位：年間延べ回数（人回）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	1,380	1,265	1,265	1,265	1,265
利用実績	1,271	1,278	1,116	864	

④ 乳児家庭等全戸訪問事業

【事業概要】

- ・保健師等が生後4か月までのすべての乳幼児を訪問し、母子の健康管理、育児支援の情報提供を行います。また、発育発達の観察及び育児に関する指導助言を行います。

【対象者】

- ・0歳児

【実績】

単位：延べ人数（人/年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	53	59	53	50	50
利用実績	110	59	88	85	

⑤ 養育支援訪問事業

【事業概要】

- ・育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

【対象者】

- ・児童やその家庭

【実績】

単位：延べ人数（人/年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	94	94	94	94	94
利用実績	8	94	11	16	

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

- ・保護者の疾病や仕事などにより子どもの養育が一時的に困難になった場合や、育児不安や育児疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

【対象者】

- ・0歳児～18歳児

【実績】

- ・町内には児童養護施設等はありませんが、広域の関係施設と連携を図っています。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

- ・一時的に保育を依頼する会員と、一時的に児童を預かる会員が登録し、育児に関して地域住民が相互援助活動を行う事業です。

【対象者】

- ・小学校1年生～6年生

【実績】

- ・本町では、現在実施していません。

⑧ 一時預かり事業

ア 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 1号認定／2号認定で幼稚園希望

【事業概要】

- ・家庭で保育を受けることが一時的に困難となった在園児を、幼稚園で一時的に預かる事業です。

【対象者】

- ・3歳児～5歳児

【実績】

【1号認定】 保育の必要なしで教育を希望

単位：延べ人数（人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	5,036	0	0	0	0
利用実績	0	0	0	0	

【2号認定】 保育の必要あり

単位：延べ人数（人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	13,723	12,625	12,270	10,946	11,075
利用実績	0	0	0	0	

イ 一時預かり事業（保育所（園）の預かり保育） 幼稚園の預かり保育以外

【事業概要】

- ・保育認定を受けない子どもの通常の利用時間以外に保育所（園）等で保育を行う事業です。

【対象者】

- ・0歳児～5歳児

【実績】

単位：延べ人数（人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	72	115	107	99	97
利用実績	0	115	116	79	

⑨ 延長保育事業（時間外保育事業）

【事業概要】

- ・保育認定を受けた子どもの通常の利用日数及び利用時間以外に保育所（園）で保育を行う事業です。
- ・いさやま保育園、認定こども園太陽の森、認定こども園ポランのひろば、犀川のぞみ保育園、飛龍保育園、犀川保育園、久保保育所の7園で実施しています。

【対象者】

- ・0歳児～5歳児

【実績】

単位：人/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	26	26	24	22	22
利用実績	153（延べ）	312（延べ）	23	24	

⑩ 病児・病後児保育事業

【事業概要】

- ・急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。
- ・行橋京都病児病後児保育室「アンファン」で、みやこ町・苅田町・行橋市共同で実施しています。

【対象者】

- ・生後4か月から小学校6年生まで

【実績】

単位：人日/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	59	66	62	60	58
利用実績	45	66	92	66	

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

- ・保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。
- ・6クラブで実施しています。

【対象者】

- ・低学年：1年生～3年生
- ・高学年：4年生～6年生

【実績】

単位：人日

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	低学年	171	155	162	173	173
	高学年	40	64	64	83	83
利用実績		211	219	226	260	

4 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

子育て家庭の実態や、子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に生かすとともに「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とすることを目的として、「みやこ町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

2) 調査方法

- ① 対象者の保護者に調査を行いました。
(兄弟姉妹がいる場合は、一番下のお子さんを対象としています。)
- ② 郵送により、調査票の配布・回収を行いました。

3) 調査期間

平成31年2月5日(火) ~ 2月20日(水)

4) 配布数・回収数

	配布数	有効回収数	回収率
① 就学前児童保護者	547 件	233 件	42.6%
② 小学生児童保護者	446 件	186 件	41.7%
計	993 件	419 件	42.2%

※以後、調査結果において、① 就学前児童保護者は「就学前」、② 小学生児童保護者は「小学生」と表記しています。

5) 必要な標本数

① 就学前

ニーズ調査結果との誤差を5%と想定すると、下表の算出条件から必要な標本数は188人となります。今回実施したニーズ調査は、標本数が233通であり、条件を満たしています。

② 小学生

ニーズ調査結果との誤差を5%と想定すると、下表の算出条件から必要な標本数は152人となります。今回実施したニーズ調査は、標本数が186通であり、条件を満たしています。

<算出条件>

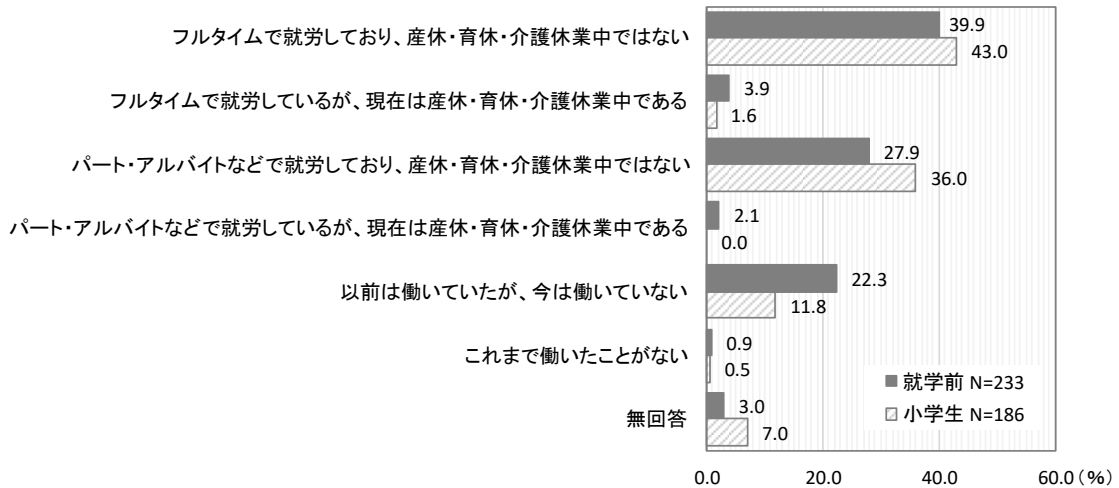
係 数	就学前	小学生
母集団の大きさ(対象保護者数)	567	446
最大誤差(5%)	5%	
調査結果(回収率)	42.6%	41.7%
信頼度係数(信頼度95%を基準)	1.96	
必要な標本数	188	152
実際の標本数(回収数)	233	186

(2) 調査結果

1) 母親の就労状況

- ・母親の就労状況について、『フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中含む）』割合は、就学前児童で 43.8%、小学生児童で 44.6%、『パート・アルバイトなどで就労している（産休・育休・介護休業中含む）』割合は、就学前児童で 30.0%、小学生児童で 36.0%、これらを合わせた、『何らかの形態で就労している』割合は、就学前児童で 73.8%、小学生児童で 80.6%となっています。

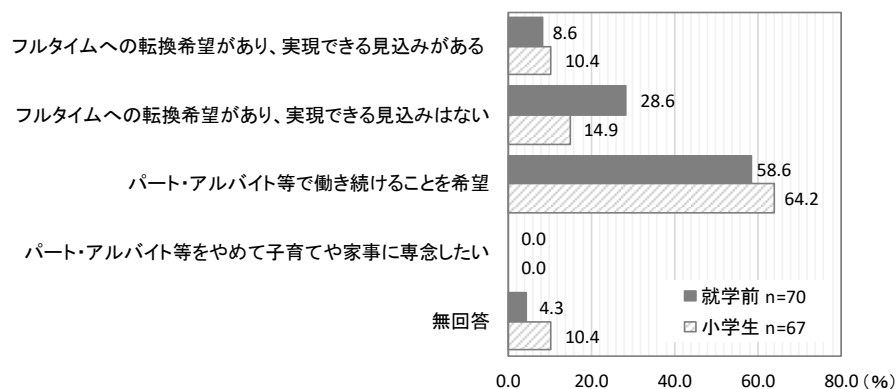
■就労状況（母親）



2) フルタイムへの転換希望

- ・現在、パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換意向は、「パート・アルバイト等で働き続けることを希望」が最も高く、就学前児童で 58.6%、小学生児童で 64.2%となっています。また、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みはない」を合わせた『フルタイムへの転換希望あり』の割合は、就学前児童で 37.2%、小学生児童で 25.3%となっており、就学前児童の母親の方がフルタイムへの転換意向が高くなっています。

■フルタイムへの転換希望（母親）

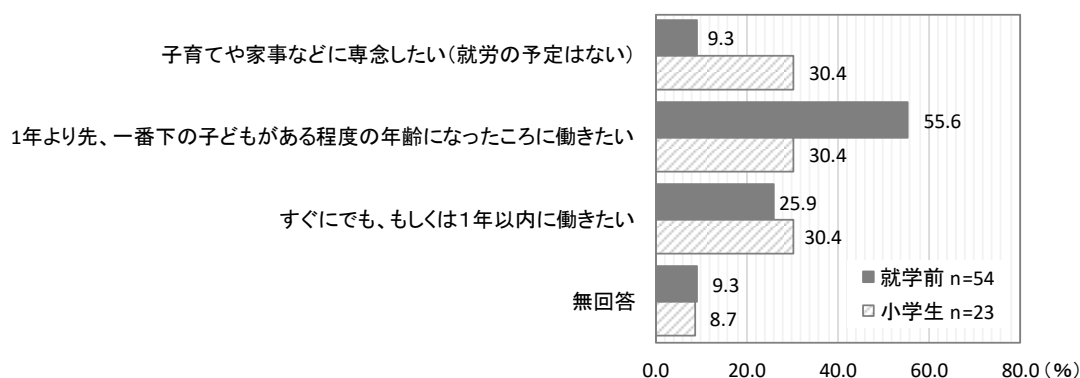


3) 母親の就労希望

ア. 母親の就労希望と就労を希望する時の子どもの年齢

- ・現在、就労していない母親の就労意向について、「1年より先、一番下の子どもがある程度の年齢になったところに働きたい」「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」を合わせた『就労意向あり』の割合は、就学前児童で81.5%、小学生児童で60.8%を占めており、就学前児童の方が小学生児童より就労意向が高くなっています。

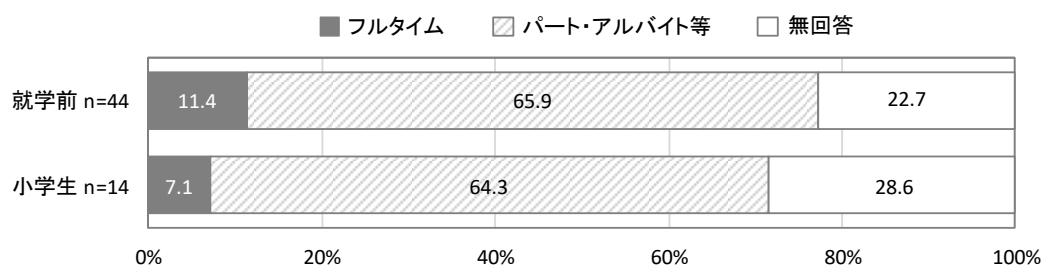
■就労希望（母親）



イ. 母親の希望する就労形態

- ・就労意向のある母親が希望する就労形態は「パート・アルバイト等」の割合が高く、就学前児童では65.9%、小学生児童では64.3%となり、就学前児童の方がやや高くなっています。

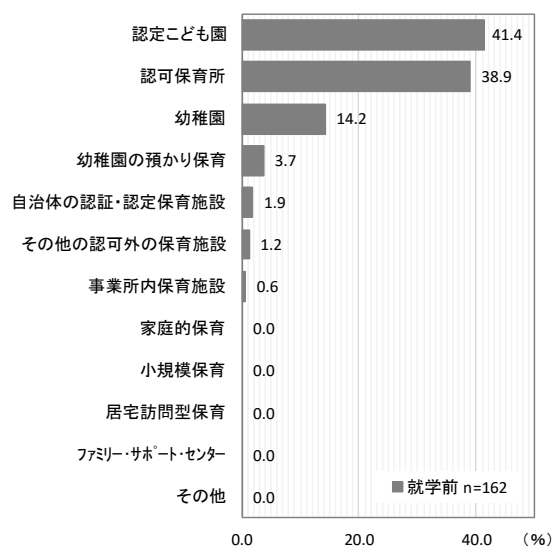
■希望する就労形態（母親）



4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

- ・現在、利用している教育・保育事業は、「認定こども園」が41.4%と最も高く、次いで「認可保育所」(38.9%)、「幼稚園」(14.2%)と続き、それ以外はあまり利用されていません。

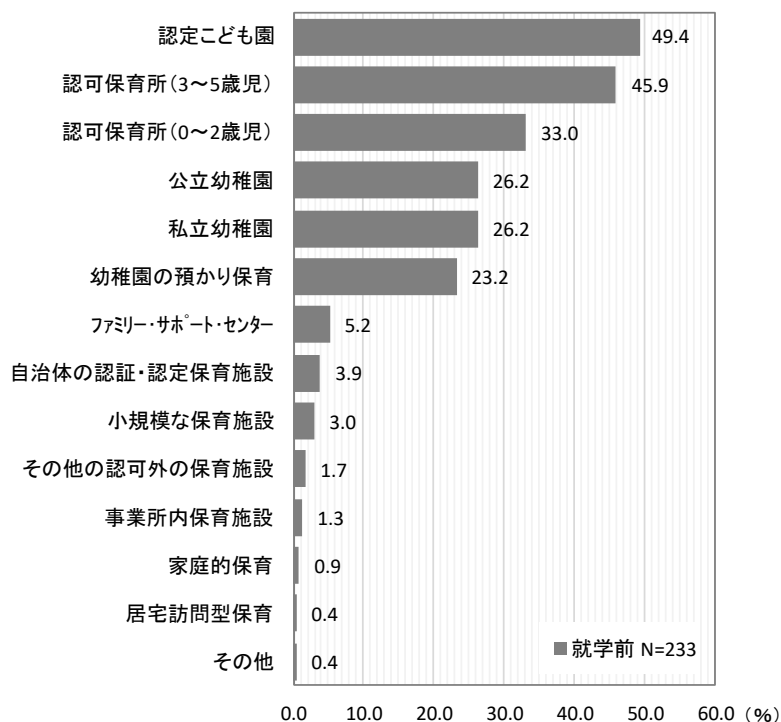
■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況
(平成30年度)



5) 幼児教育・保育無償化が実施された場合、定期的に利用したい事業

- ・利用したい保育・教育事業については、「認定こども園」の割合が49.4%と最も高くなっています。次いで「認可保育所(3~5歳児)」(45.9%)、「認可保育所(0~2歳児)」(33.0%)、「公立幼稚園」「私立幼稚園」(26.2%)と続いており、現在の利用状況と同様の傾向がみられます。

■ 無償化された場合、利用したい事業 (複数回答)

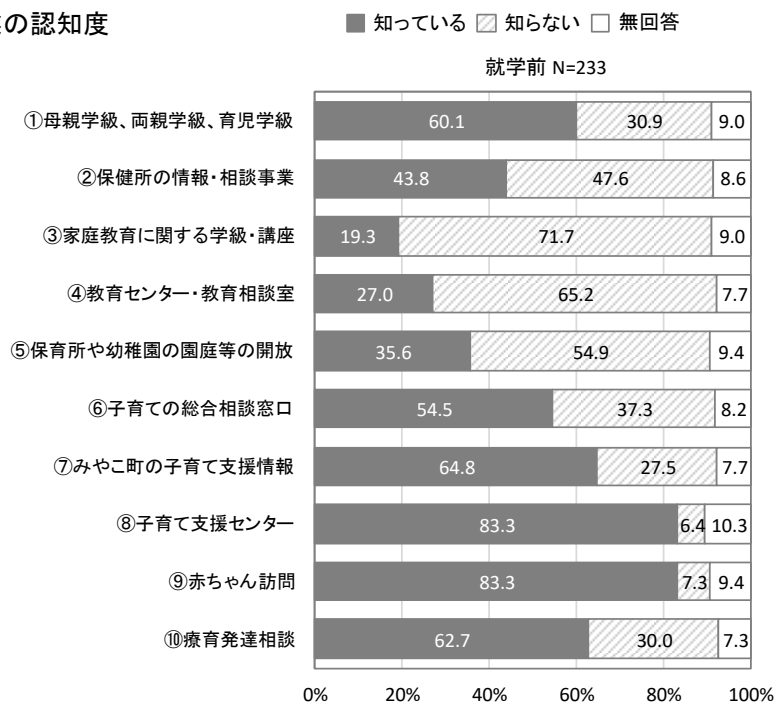


6) 地域子育て支援事業の認知度・利用状況・利用意向

ア 認知状況

・「知っている」という回答は【⑧子育て支援センター】と【⑨赤ちゃん訪問】が83.3%と最も高く、【③家庭教育に関する学級・講座】や【④教育センター・教育相談室】【⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放】については、半数以上の人々が「知らない」と回答しています。

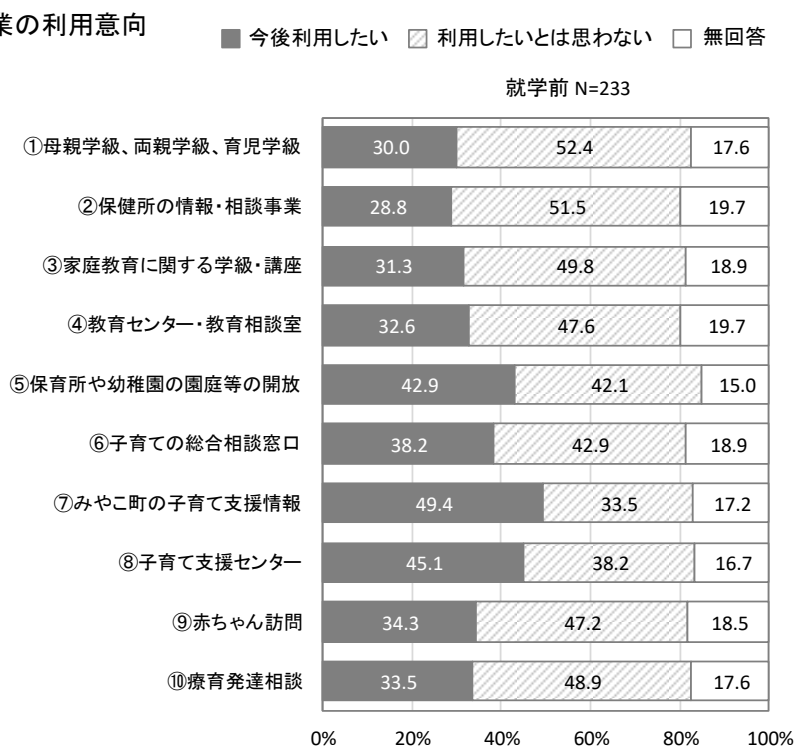
■ 地域子育て支援事業の認知度



イ 利用意向

・「今後利用したい」という回答は【⑦みやこ町の子育て支援情報】が49.4%と最も高く、次いで【⑧子育て支援センター】(45.1%)となっています。

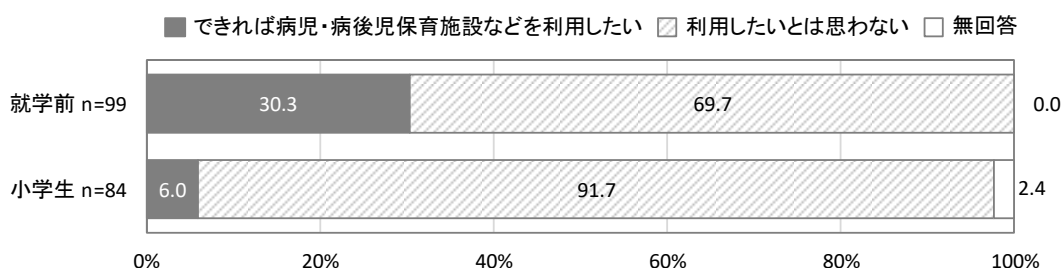
■ 地域子育て支援事業の利用意向



7) 病児・病後児保育事業の利用意向

- 子どもが病気やケガで平日の定期的な教育・保育事業、学校を休まなければならなかった際に、父親もしくは母親が休んだと回答した人のうち、病児・病後児保育施設の利用意向について、「利用したいとは思わない」という回答が多く、「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」という割合は就学前児童で30.3%、小学生児童で6.0%となっています。

■病児・病後児保育施設を利用したいか

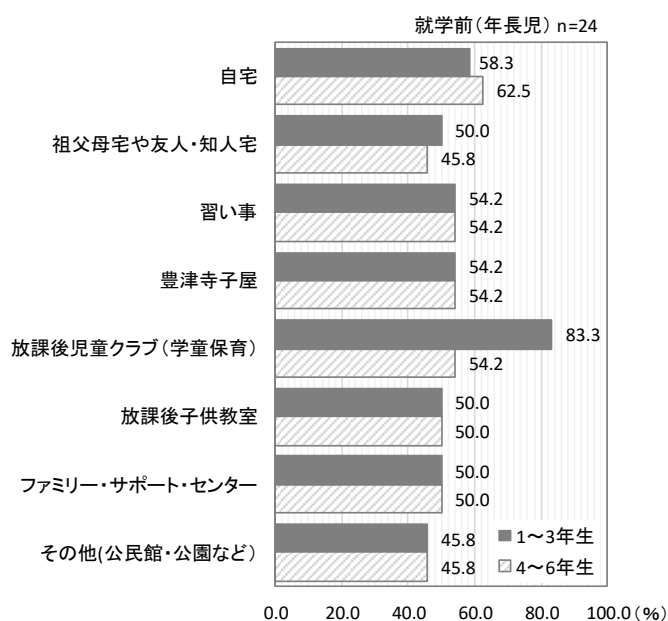


8) 放課後の過ごし方の意向

- 就学前児童（年長児）の放課後の過ごし方の意向は、1～3年生の低学年の時は「放課後児童クラブ」が83.3%と最も高く、次いで「自宅」(58.3%)となり、4～6年生の高学年になると「自宅」が62.5%と最も高くなります。現在1～4年生の児童について高学年になると「放課後児童クラブ」の利用意向が減り、「自宅」という割合が増加します。

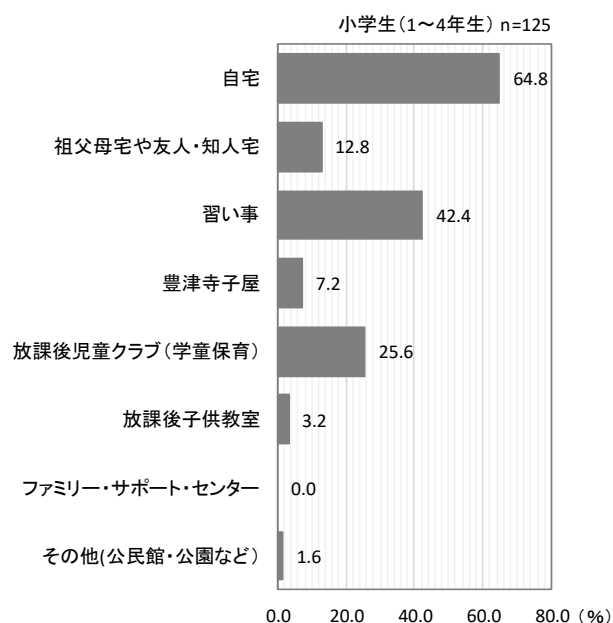
■就学後の放課後の過ごし方の意向（複数回答）

【就学前（年長児）】



■5・6年生になった時の放課後の過ごし方の意向（複数回答）

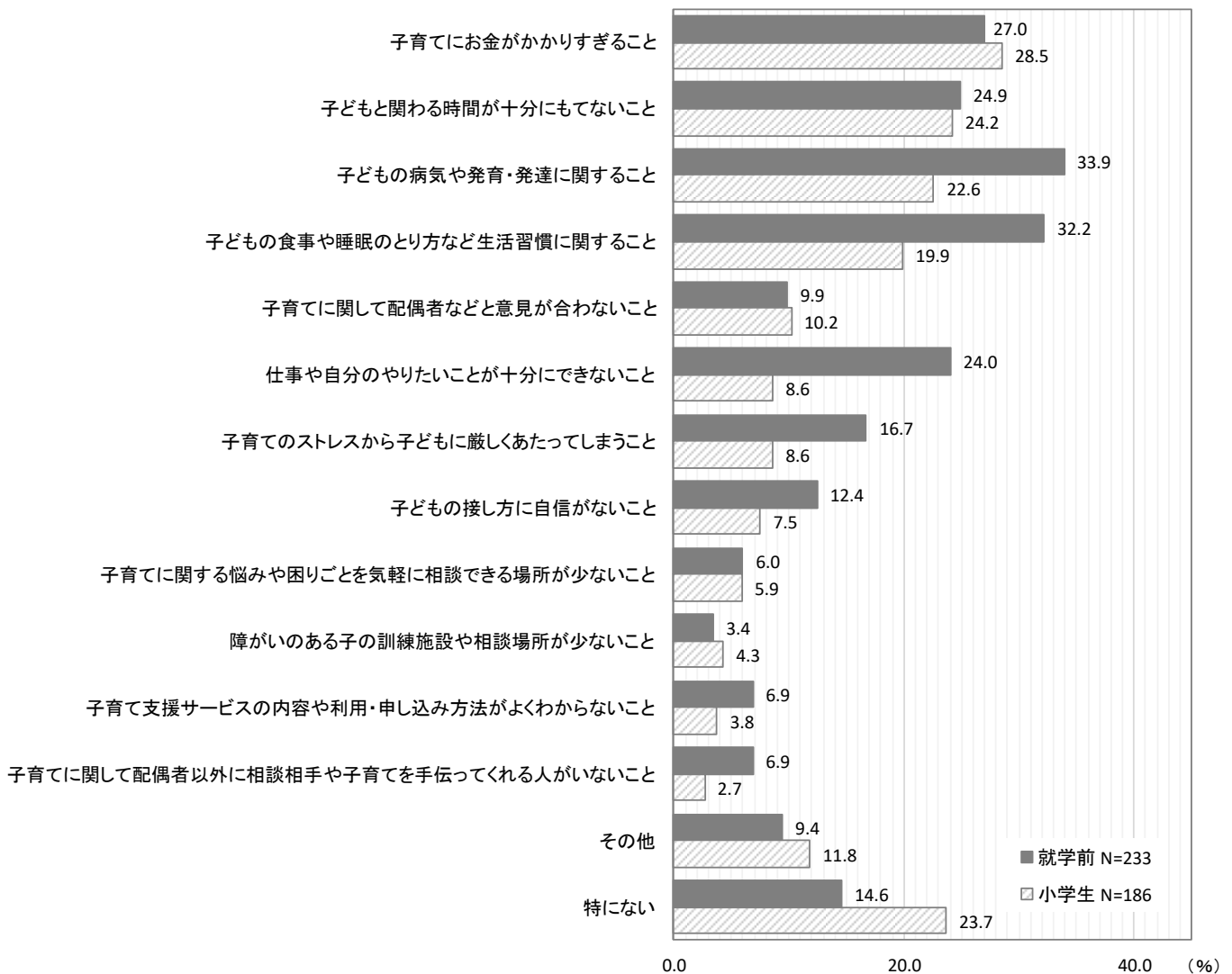
【小学生（1～4年生）】



9) 子育てに関する悩み

- 子育てに関する悩みは、就学前児童では「子どもの病気や発育・発達に関すること」が33.9%と最も高く、次いで「子どもの食事や睡眠の取り方などの生活習慣に関すること」(32.2%)、「子育てにお金がかかりすぎること」(27.0%)の順に続きます。
- 小学生児童では「子育てにお金がかかりすぎること」が28.5%と最も高く、次いで「子どもと関わる時間が十分にもてないこと」(24.2%)、「子どもの病気や発育・発達に関すること」(22.6%)の順に続きます。

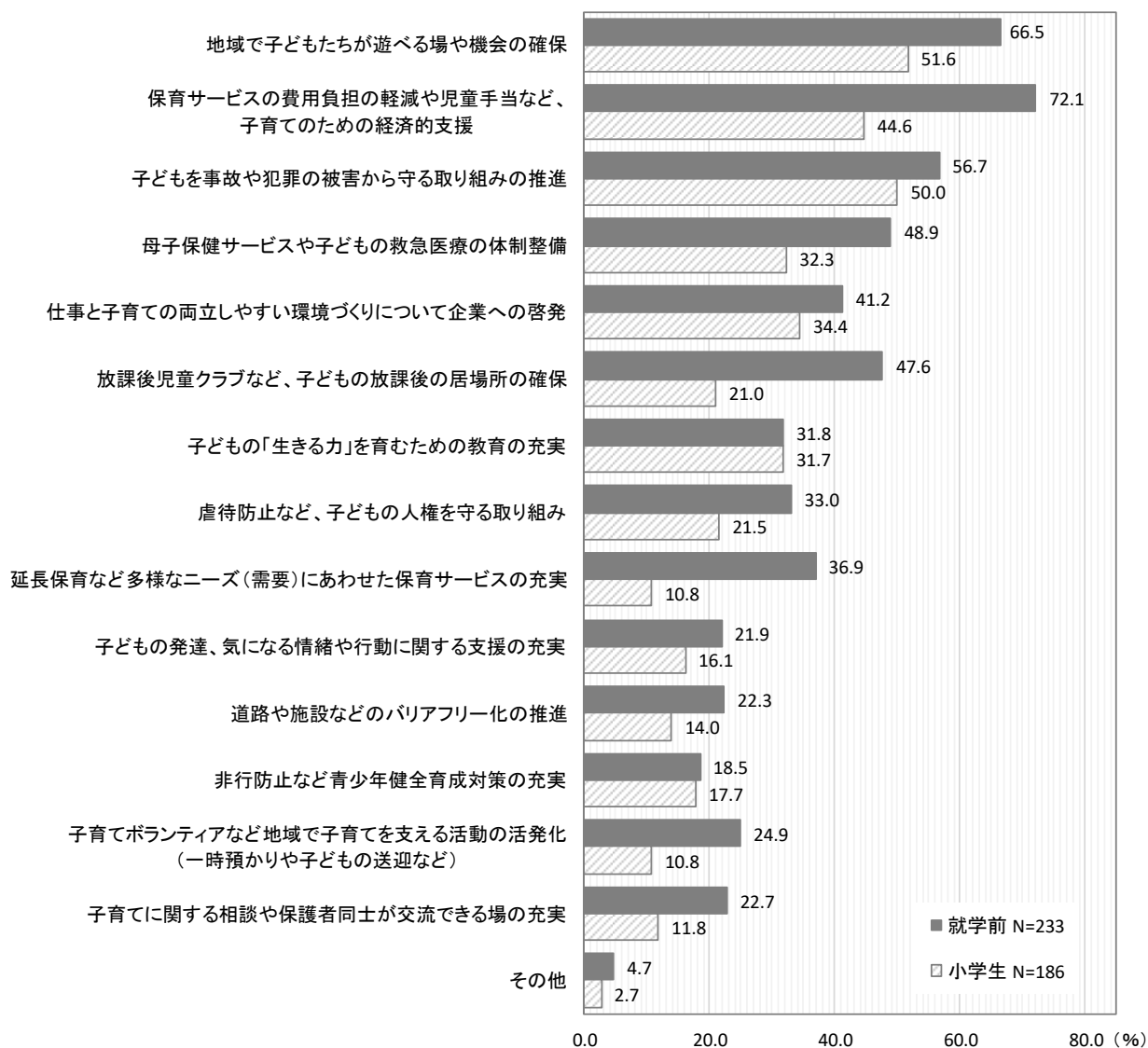
■子育てに関する悩み



10) 子育てに関して町に期待すること

- ・「地域で子どもたちが遊べる場や機会の確保」「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援」「子どもを事故や犯罪の被害から守る取り組みの推進」「母子保健サービスや子どもの救急医療の体制整備」「仕事と子育ての両立しやすい環境づくりについて企業への啓発」という回答が、就学前児童、小学生児童ともに上位にあがっています。

■子育てに関して町に期待すること



(3) ニーズ調査からの課題

① 母親の就労意向の高まりの対応

- ・母親の就労状況は、就学前児童保護者、小学生保護者とも高く、特に就学前保護者で働く母親の割合が増加しています。現在就労していない母親の多くは「パートタイム・アルバイト等」での就労を希望し、子どもが3～5歳になる頃には働きたいという希望が多いことから、保護者の就労における支援の充実が求められます。

② 教育・保育の多様なニーズへの対応

- ・働く母親が増えていることから、「認定こども園」「認可保育所」の利用を希望する人が多い傾向にあり、認定こども園が保育所と並んで利用意向が高くなっています。自由回答においては、保育所の整備を望む意見が多く出されていることから、保育所の充実が必要です。認定こども園など定期的な教育・保育事業の選択肢が多様化してきている現状を踏まえ、今後も多様化するニーズに対応できるよう整備を進める必要があります。

③ 地域子ども・子育て支援事業の利用促進

- ・子育て支援センターの利用意向が27.9%と低く、他の地域子ども・子育て支援事業では、母親学級、両親学級、育児学級は認知度が60.1%に対し、今後利用したいが30.0%となっており、全般的に認知度より利用意向が低い傾向にあります。事業の詳しい内容までは知られていないことも考えられるため、事業の周知を強化するとともに、保護者のニーズに応じた利用しやすい事業を進めていく必要があります。

④ 病児・病後児保育事業の改善

- ・病児・病後児保育施設について、利用したいと思わない保護者が多く、自由意見から利便性が良くないという意見も少なくないことから、子どもの状況から利用したいときに子どもを預けることができるように、病児・病後児保育事業の利用のしやすさについて改善をすすめる必要があります。

⑤ 放課後児童クラブの整備

- ・放課後の過ごし方は、自宅や習い事を希望する一方で、放課後児童クラブについては低学年の間のニーズが高くなっています。特に、低学年のうち土曜日や長期休暇中の利用意向が高い傾向にあるため、放課後児童クラブの整備を進めるとともに土曜や長期休暇中のニーズに対応した運営が求められています。

⑥ 子育ての不安の解消

- 「子育てに不安を感じる」保護者が、就学前で61.8%、小学生で58.6%となっており、その理由は、「子どもの病気や発育・発達」「子どもの生活習慣」「経済的な負担」が多くなっています。子育ての不安を解消する相談支援など対応が求められています。

⑦ 遊び場所の確保、安全性の確保

- 子育てに関して町に期待することでは、「経済的な支援」「遊べる場や機会の確保」「事故や犯罪から守る」が多くあげられており、経済的な支援や身近で安心して遊べる場所の確保、地域における子どもの安全性の確保が求められています。

5 前期計画の施策の実施状況

- ・前期計画では、基本理念を「家庭と地域のふれあいの中で 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」と定め、施策に取り組んできました。以下、基本目標・取組方針ごとに取組状況と問題点・課題を整理します。

基本目標 1 子どもがのびやかでたくましく成長するまち

取組方針 1 子どもと母親の健康の確保			
■ 安心して子どもを産める環境づくり			
事業名	取組状況	評価	課題
母子手帳交付事業	母子手帳交付時に個別面談を行い、心身の状況を把握し安全に出産に望めるように保健指導を実施している。	◎	若年妊婦、シングル妊婦、精神的フォローの必要な妊婦等がいるために継続的、専門的支援が必要となっている。
妊婦健康診査補助券交付事業 乳幼児全戸訪問事業 訪問指導事業	妊婦健診の結果からの早期発見、重症化予防のために個別指導を行っている。 育児不安やうつ状態を抱える妊産婦に対するケアのために乳幼児全戸訪問等を行っている。	◎	産後うつや育児不安を抱える妊産婦がいるために医療機関との連携を持ちながら、継続的な支援が必要となっている。
■ 各種健診の受診の徹底			
乳幼児健康診査	各月齢に応じた健康チェックや発達課題など、医師、保健師等により相談、指導を実施している。	◎	受診できていない乳幼児もいるため、児童相談所との連携も行いながら健診受診勧奨を行っていく必要がある。
■ 相談指導の充実			
発育相談	乳幼児健診等で専門的な支援が必要な乳幼児に対し、言語聴覚士等の個別支援を行っている。より個別に療育が必要な場合は、療育支援へとつなげている。	○	保護者の状況から、スムーズに発育相談へつなげられていないケースもあり、専門的な支援の必要性を切れ目なく行っていく必要がある。
みやこ町療育事業「たんぼぼ教室」	障がいのある子どもや特別な支援を必要とする子どもについて療育相談を実施している。	○	関係機関と連携して、発達・発育の情報提供を行い、切れ目のない相談支援が必要である。
保育所等巡回相談事業	専門員等が保育所等を訪問し幼児の行動観察を実施し、保育所等の職員に指導助言を行い、切れ目なく相談支援を行っている。	○	気になる児童への対応方法などを保育所等の職員に助言を行っている。個別に発育相談へつなげる場合のスムーズな連携体制の構築が必要である。

【評価基準】

- ◎：十分取り組んでいる ○：ある程度取り組んでいる
△：あまり取り組めていない ×：全く取り組めていない

■ 発達相談センター「ポルト」の連携			
事業名	取組状況	評価	課題
児童発達支援事業	相談員が電話等で対応し、必要に応じて医療機関や心理相談につないでいる。	○	利用者が増加傾向にあり、相談体制の強化を図る必要がある。
■ 小児医療の充実			
休日・夜間急患センター運営事業	関係機関との協議を実施し、休日・夜間の小児急患に対応している。	○	継続的に休日・夜間の医療の場が提供確保できるように協議を続け、安心した医療の提供に努める必要がある。
■ 食育の推進			
離乳食教室	2～3 か月児相談とあわせて離乳食教室を実施。乳幼児健診の場でバランス食など食育改善にむけ取り組んでいる。	○	幼児期からのジュース等砂糖の過剰摂取の課題もあり、更なる食育活動に力を入れていく必要がある。
食進会との連携	子育て支援センターでの実施はないが、保育所では食進会が食育の実施を行っている。	○	子育て支援センターなど支援機関と「食進会」「農協婦人部」などの専門機関の連携、情報発信及び講演会の開催等が課題。
取組方針2 楽しく充実した学校生活を過ごせる教育環境の整備			
■ 教育内容の向上			
事業名	取組状況	評価	課題
少人数学級推進事業	きめ細やかな授業に対応するため常勤・非常勤講師を雇用し対応している。	◎	事業の継続には講師や財源の確保が課題である。
家庭、地域連携事業	「No テレビ No ゲーム」など家庭向けチラシを作成し配付している。	○	家庭との連携や家庭学習の定着が課題である。
小中連携事業	中学校区において小中学校の教員の情報連携や合同研修、児童生徒の交流事業を実施している。	◎	各地区独自性を発揮する活動が課題である。
■ 教職員の資質の向上			
教職員研修事業	町主催研修会実施により教員のライフステージに応じた指導、支援を行っている。	◎	ニーズに応じた効果的な研修の工夫及び継続実施が必要である。
■ 児童生徒の自主性の尊重			
児童会、生徒会支援事業	弁論大会や文化祭など学校行事の進行等を児童生徒が行っている。	○	今後も学校行事等の運営に携わらせ、自主性を育む事が必要である。
■ いじめや不登校対策の充実			
いじめ防止対策	毎月、児童生徒にいじめに関するアンケートを実施し状況把握に努めてきた。	◎	アンケート以外の対策も併せ早期発見、早期解決が必要である。
行橋適応指導教室利用事業	学校との連携により指導教室へ入室を希望する児童生徒を支援している。	◎	不登校児童生徒に対する支援の一つとして継続する必要がある。
スクールカウンセラー派遣事業	学校からの求めに応じて、問題解決可能な資格を持った者を派遣している。	○	不登校児童生徒に対する支援の一つとして継続する必要がある。

取組方針3 子どもたちが様々な活動や体験にチャレンジできる環境整備

■ 子どもたちが安心して集える場の確保			
事業名	取組状況	評価	課題
安心して遊ぶことのできる場の整備	空き地等で子どもたちが安心して遊ぶことのできる場の確保ができなかった。	×	空き地等で安心して遊ぶ場所を探すのは困難であり、場所を確保する方策を検討する必要がある。
地域住民や各種団体等による様々な活動体験の実施	検討は未定、3つの支援センター合同でイベント実施、講師を招いて行事などを実施している。	△	地域住民や各種組織・団体が一体となって、子どもたちが様々な活動を体験できる環境整備のあり方について検討する必要がある。

取組方針4 要保護児童へのきめ細かな支援充実

■ 児童虐待の防止			
要保護児童対策地域協議会ケース会議	事案が発生した際に必要に応じて個別ケース検討会議を実施した。年間約10回開催	◎	必要に応じて随時個別ケース検討会議の実施する必要がある。
■ 要保護児童への支援の強化			
要保護児童対策地域協議会実務者会議	実務者会議を2か月に1回(年6回)開催し、情報共有を行い、連携を図った。	◎	今後も同様に2か月に1回開催して、情報共有を行い、連携する必要がある。

基本目標2 安心とゆとりを持って子育てを楽しめるまちづくり

取組方針1 地域子育て支援センターの充実

事業名	取組状況	評価	課題
子育て支援センター	旧町ごとにセンター型子育て支援センターを1か所ずつ配置し、合計3か所設置した。	◎	運営の推進が課題である。
	子育てに関する情報提供、相談、より良い解決方法を一緒に考える取組を実施している。	◎	子育てに関する情報や問題を共有し、多様な子育てに関する問題の解決及び助言が必要である。

取組方針2 多様な教育・保育サービスの充実

保育所7か所、認定こども園2か所	期間中の待機児童数は0人である。	◎	待機児童が発生しないよう適切な利用定員の設定が必要である。
一時預かり事業 延長保育事業 地域子ども・子育て支援事業	実績数と計画の数字が乖離している。	△	適切な計画数を算出し、実施する必要がある。
放課後児童クラブ	放課後や週末に子どもたちが安全で安心して生活できる場の整備を進めている。	○	放課後や週末、長期休業中等に子どもたちが安全で安心して生活できる場の整備が必要である。

取組方針3 男女が協力して子育てできる環境の整備			
事業名	取組状況	評価	課題
男女共同参画基本計画の策定・周知	第2次男女共同参画基本計画を策定し、周知を図った。	○	安心して仕事と出産・育児の両立ができるように社会環境の整備や、出産後の育児や家事を男女がともに担えるように啓発が必要である。
取組方針4 子育てに伴う経済的負担の軽減			
■ 各種手当の支給			
児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当 児童育成手当	該当する人に各種手当を支給し、子育て家庭における経済的負担の軽減を行っている。	◎	各手当の広報活動を行い、申請漏れや、手続き漏れを防ぐ。
■ 医療費の助成			
公費医療費助成事業	子どもがいる世帯の経済的負担を軽減するための、高校生までの子どもの医療費を助成している。	◎	県の動向により、持続的な支援が必要である。
■ 保育料の減免			
保育料の減免	第2子については半額、第3子以降は全額を減免している。	◎	0～2歳児の保育料の減免を継続する。 令和元年10月施行の幼児教育の無償化制度に移行する。
■ 入園料及び保育料の助成			
幼稚園就園奨励費補助事業	幼児を私立幼稚園に通園させている世帯の経済的負担を軽減している。	◎	令和元年10月施行の幼児教育の無償化制度に移行する。
■ 学資の貸し付け			
修学奨励費貸付事業	年に1回奨学資金の貸付を実施している。	◎	継続していく。

基本目標3 地域全体で子育てを支えるまちづくり

取組方針1 子育てネットワークの構築			
事業名	取組状況	評価	課題
みやこ町保育協会	保育協会と行政で、保育における課題や取組の報告を目的とした会議を開催している。	○	継続的に会議等を実施する必要がある。
子育て団体等のネットワーク	なし	×	様々な団体があり、ネットワーク化は難しい。
取組方針2 子育てと仕事の両立ができる社会環境の整備			
休日保育	一か所で休日保育を実施し、日曜・祝日に保育が必要な児童への対応ができた。	◎	引き続き休日保育を実施することが必要である。
保育所に継続入所	育児休業が取得不可能とならないように、状況により保育所に継続入所としている。	○	引き続き育児休業中の継続入所に配慮する必要がある。

取組方針3 子育てしやすい環境整備

■すべての人にやさしいまちづくり

事業名	取組状況	評価	課題
バリアフリー化、安全・安心して暮らせるまちづくりの推進	建築等を行う時は県のバリアフリー基準に沿って整備を行っている。	○	これまでと同様に県の基準に沿った整備を行う必要がある。
■子どもの安全の確保			
子ども見守り事業	安全見守り隊、子ども110番の家の登録推進を図り、保険加入や周知ステッカーの配付を行っている。	○	児童生徒の見守り事業を地域の力を活用し継続的に続けていく必要がある。
学校情報配信事業	安全に関わる情報や学校行事・PTA活動に関わる情を小・中学校に通う児童生徒の保護者に早く、確実に伝えている。	○	継続し保護者との連携の定着を図る必要がある。

基本目標4 心身ともに健全な時代の親をはぐくむまちづくり

取組方針1 思春期保健対策の充実

事業名	取組状況	評価	課題
児童生徒健康対策事業	健康教育推進計画を作成し、自らの健康に関心を持ち健康で安全な生活を送ることができる力を培っている。	◎	健康教育推進計画に沿った継続的な指導が必要である。
取組方針2 思春期の子と親が悩みを相談できる体制の整備			
スクールアドバイザー派遣事業	福岡県で登録されたスクールアドバイザーを町予算で状況に応じ派遣し、問題解決を図っている。	○	多様化した生徒への対応には、スクールカウンセラーの専門知識が不可欠である。

6 子ども・子育て支援の主要な課題

- ・ニーズ調査結果、第1期施策の実施状況から本町における子ども・子育て支援の主要な課題を次のように整理します。

① 就労の高まりに対応した多様な教育・保育施設の充実

- ・母親の就労状況は、就学前児童、小学生とも高く、特に就学前保護者で働く母親の割合が増加していることから、保護者の就労における支援の充実が求められます。
- ・「認定こども園」「認可保育所」の利用を希望する人が多い傾向にあり、ニーズ調査では、保育所の整備を望む意見が多くでていることから、保育所の充実が必要です。
- ・認定こども園など定期的な教育・保育事業の選択肢が多様化する中で、保育料の無償化も実施されていることから、ニーズに対応できるよう教育・保育サービスの整備を進めることが重要です。

② 地域子ども・子育て支援事業の充実

- ・子育て支援センターの利用意向が低く、母親学級、両親学級、育児学級などの町の独自事業は認知度が高いものの利用意向が低いことから、事業の内容の周知を強化するとともに、保護者が利用しやすい事業へと改善を図る必要があります。
- ・病児・病後児保育施設について、利用希望が低く、利便性が良くないという意見も少なくないことから、利用したいときに子どもを預けることができるよう、病児・病後児保育の改善を図る必要があります。
- ・放課後児童クラブについては低学年の間のニーズが高くなっています。特に、土曜日や長期休暇中の利用意向は高い傾向にあるため、放課後児童クラブの整備を進めるとともに、土曜日や長期休暇中のニーズに対応した運営の充実が求められます。

③ 子育て家庭への相談などの支援の充実

- ・回答者の半数の保護者が「子育てに不安を感じる」としており、特に、子どもの発達への不安、経済的な負担などに関する相談支援等が必要です。
- ・家庭における子育ての負担感が、児童虐待の要因になるケースもみられ、ひとり親の家庭環境も子育ての負担感を大きくさせる場合があることから、専門的な支援や関係機関のネットワークが必要です。

④ 遊び場所の確保、安全性の確保

- ・子育てに関して町に期待することでは、身近で安心して遊べる場所の確保や地域における子どもの安全の確保が求められます。
- ・地域における安全性の確保については、地域ぐるみの取組が求められます。

⑤ ワーク・ライフ・バランスの実現

- ・父親の育児休業の取得は進んでおらず、母親の子育ての負担の軽減のためにも、父親が子育てに参加できるように、企業の就労環境の改善が求められます。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

- 子どもの健やかな育ちを保障するための基本原則としては、国連で採択され平成2年（1990年）に発効した「子どもの権利条約」があります。「子どもの権利条約」に定められている一般原則は次の4つですが、近年の子どもを取り巻く状況を考慮すると、この原則を再度認識する必要があると言えます。

- ① 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- ② 子どもの最善の利益（子どもに関することは、子どもにとって最もよいこととする）
- ③ 子どもの意見の尊重（子どもが意見を表明し参加できること）
- ④ 差別の禁止（差別のないこと）

- 上位計画である第2次みやこ町総合計画では、将来像を次のように定めています。

【第2次みやこ町総合計画 将来像】（計画期間：平成28年から令和2年まで）

わたしたちが未来を創り 人と自然が輝きつづけるみやこ町

さらに、子ども・子育てに関して基本目標を次のように定めています。

基本目標 「夢をもち、心豊かな人を育てるまちづくり」

- 施 策
- ◇ 子育てしやすい環境を整備する
 - ◇ 子どもの成長を見守る環境をつくる

- 前期の基本理念の考え方は、次のようにまとめられます。

- ① 地域で子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを進め、地域全体で子育てを見守り、心身ともに健康な子どもが育つよう支援していくことがますます重要となっている。
- ② 次世代を担う子どもたちの育成のため、子どもたちが一人の人として生きる力を育み、その人権と個性が尊重されることが大切であり、そうした子どもの成長を地域で支えあっていくことが求められている。

- 前章で把握した子どもを取り巻く状況から前期の考え方の意義は変わらないと言えます。これを踏まえ、本計画の基本理念は、前期の基本理念「家庭と地域のふれあいのなかで、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」を継承するものとします。

【 第2期みやこ町子ども・子育て支援事業計画 基本理念 】

家庭と地域のふれあいのなかで 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

2 基本目標と取組方針

(1) 基本目標

子どもを取り巻く状況や子ども・子育て支援制度の改定や制度の動向を踏まえて、前期計画の目標を見直して設定します。

基本目標1 安心とゆとりを持って子育てできるまちづくり

母親の妊娠期から出産、幼児期にいたるきめ細かな支援を行うとともに、就労形態に応じた多様な教育・保育の提供を行い、子育ての負担軽減、児童虐待防止、発達支援により、安心とゆとりをもって子育てできるまちづくりを進めます。

基本目標2 子どもたちがのびのびとたくましく成長するまちづくり

子どもの豊かな心、体を育成し、確かな学力の向上から生きる力を育む教育を推進し、いじめや不登校への適切な対応を図るとともに、子どもたちが様々な活動を体験できる環境づくりを進めます。

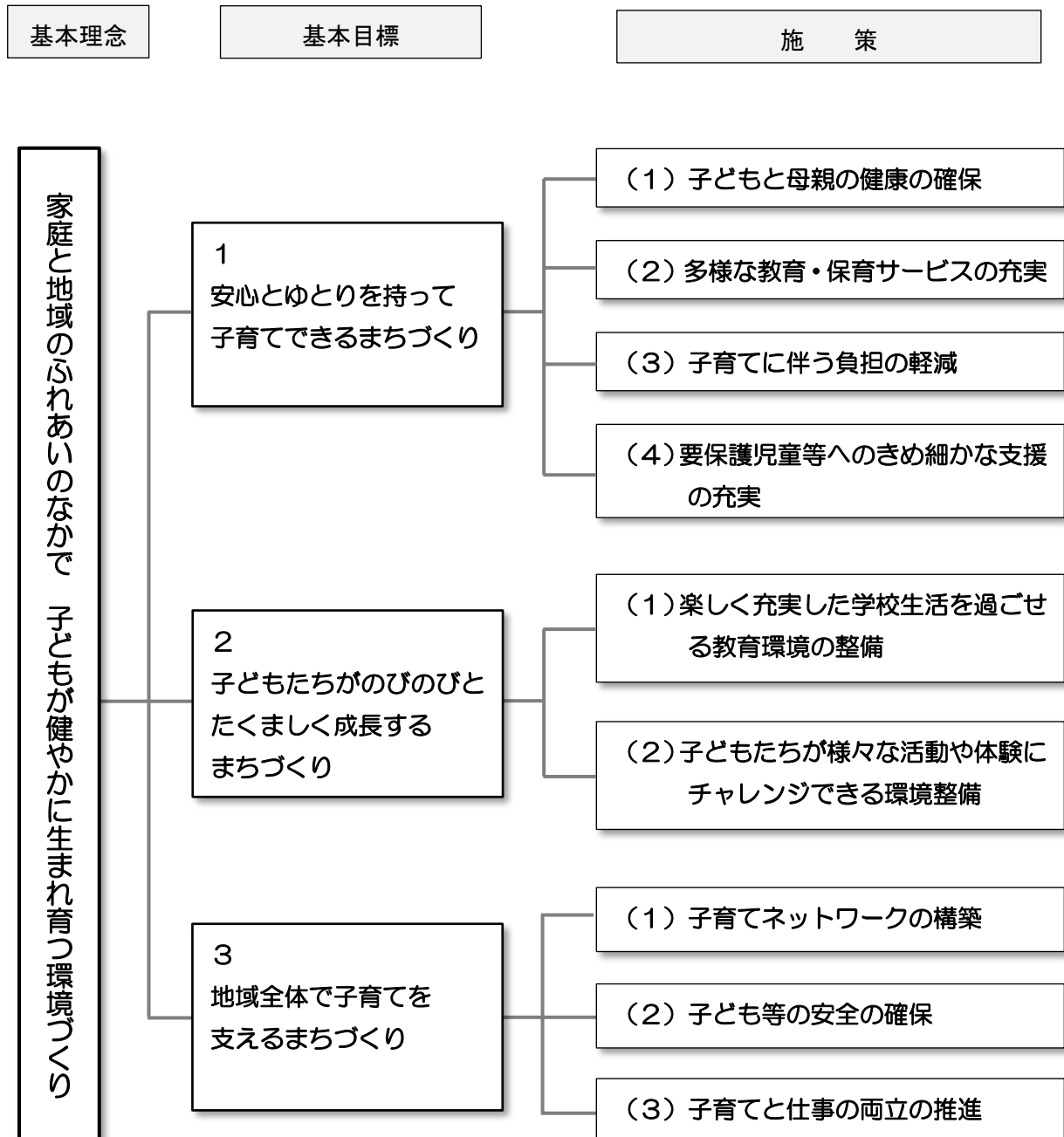
基本目標3 地域全体で子育てを支えるまちづくり

子育ての関係機関・団体等のネットワークを強化するとともに、地域住民が一体となった子育て支援を進め、犯罪や交通事故から守り、仕事と子育てが両立する環境づくりにより、住民・団体・企業などの地域全体で子育てを支えるまちづくりを進めます。

(2) 施策の体系

基本目標ごとに施策を定め、基本目標の実現に向けて取組を推進します。

【施策の体系】



第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 安心とゆとりを持って子育てできるまちづくり

(1) 子どもと母親の健康の確保

ニーズ調査では、子育てに関する悩みとして、「子どもの病気や発育・発達に関すること」を多くの保護者があげています。本町では、乳幼児健康診査、発育相談等を実施しており、その際に相談等の対応を図っていますが、今後、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や、養育困難な状況を抱える家庭への対応などに総合的に取り組みます。

取組	内容
母子健康手帳交付事業	母子健康手帳交付時に個別面談を行い、心身の状況を把握し安全に出産できるように保健指導を実施します。
乳幼児健康診査・相談事業	4か月児健康診査、7か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、歯科検診等を実施するとともに、健康診査を通じ、保健師や理学療法士、歯科衛生士等による相談、指導を行います。
妊婦健康診査 乳幼児全戸訪問事業 訪問指導事業	妊婦健診結果から早期発見、重症化予防のために個別指導を行います。産後うつや育児不安を抱える妊産婦へは、医療機関との連携を持ちながら、継続的に支援を行います。また、妊婦健康診査補助券を発行し、妊婦が安心して医療機関を受診することで母胎・胎児の健康を図ります。
発育相談	乳幼児健診、相談等で専門的な支援が必要な乳幼児に対し、言語聴覚士、理学療法士等が個別支援を行います。個別に療育が必要な場合は、療育支援へとつなぎます。
休日・夜間急患センター運営事業	行橋京都休日・夜間急患センターで休日・夜間の診察に対応し、病気や事故など子どもの緊急時等に素早く対応できるよう、関係機関と協議し、小児医療の充実を図ります。
子育て世代包括支援センターの設置	妊娠・出産・子育てに関する相談・情報提供などを行う機関として、子育て世代包括支援センターを設置します。
子ども家庭総合支援拠点の設置	児童虐待を未然に防止するために、子どもとその家庭、及び妊産婦を対象として実情の把握、専門的な相談対応、継続的なソーシャルワークの拠点を設置します。
離乳食教室	乳幼児の離乳食の時期から、正しい食習慣を身に付け、健全で豊かな食生活を送るための能力(食事の自己管理能力)を養うために食育を推進します。
食育の推進	子育て支援センターなどの支援機関と「みやこ町食生活改善推進会」などの専門機関を連携させ、情報発信及び講演会、実習会などを実施できるように努めます。

(2) 多様な教育・保育サービスの充実

ニーズ調査では、保育所、認定こども園の利用ニーズが高まり、病児・病後児保育への要望も出されています。保護者の就労を支える多様な教育・保育サービスの充実を図ります。

また、教育・保育施設に従事する保育士や幼稚園教諭、放課後児童クラブ指導員の確保を図り、研修の受講等を適切に促進しながら、教育・保育の質の維持・向上に努めます。

取組	内容
保育所、認定こども園、幼稚園	待機児童が発生しないよう適切な利用定員の設定を行うとともに、保育サービスの充実を図ります。
一時預かり事業、延長保育事業	利用者のニーズに対応できるように事業所の確保を図ります。
病児・病後児保育事業等	行橋京都病児病後児保育室「アンファン」の利用の改善を図ります。
放課後児童クラブ	放課後や週末に子どもたちが安全で安心して生活できる場の整備を進め、子どもの健全育成を図ります。
子育て支援センター	関係機関と連携し、子育てに関する情報や問題を共有し、多様な子育てに関する問題の解決及び助言を実施します。
休日保育事業	日曜・祝日に保育が必要な児童への対応を図るため、休日保育の充実を図ります。
教育・保育サービスの維持・向上	県の保育士確保対策等を活用するとともに、幼児教育・保育従事者に研修の受講を促進し、技術・技能の向上に努めます。

(3) 子育てに伴う負担の軽減

ニーズ調査では保護者の子育てに関する悩みとして経済的な負担を抱えている保護者がみられます。家庭の状況に応じた手当等も用意されていることから、これらの周知・活用を図るとともに、ひとり親家庭への支援を推進します。

取組	内容
児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当 児童育成手当 出産祝金等	各種手当の支給や、制度の活用により子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。
公費医療費助成事業	子どもがいる世帯の経済的負担を軽減するための、高校生までの子どもの医療費を助成します。
保育料の減免	同一世帯から二人以上の子どもが入所した場合、保育料の減免を継続します。
就学援助制度	経済的に困っている家庭に対して、入学準備金や給食費、学用品費など就学に必要な資金を支給します。
ひとり親家庭への支援の推進	母子相談員、民生・児童委員との連携を図り、ひとり親家庭への相談及び支援に努めます。

(4) 要保護児童等へのきめ細かな支援の充実

児童虐待への対応が喫緊の課題となる中、本町でも要保護児童対策地域協議会の取組を進めており、今後も活動の強化を図ります。また、発達に配慮が必要な児童へのきめ細かい支援を推進します。

取 組	内 容
児童虐待の防止	児童虐待のおそれのある児童については、関係部署及び関係機関で児童に関する情報を共有し、適切な連携のもとで、早期発見及び適切な保護を図り、要保護児童対策地域協議会におけるケース会議の充実・強化に努めます。
みやこ町療育支援事業「たんぼぼ教室」	心身の発達に課題のある乳幼児及びその保護者に対して療育相談を実施します。
保育所等巡回相談事業	専門員等が保育所等を訪問し、幼児の行動観察を実施し、生活状況、成長の支援のために、町が関係機関の職員に指導助言を行い、切れ目なく相談支援を行います。
児童発達支援事業	1市2町（行橋市、みやこ町、苅田町）で運営している発達相談センター「ポルト」と連携し、発達相談及び医師による診断体制の充実を図ります。
特別支援教育に関する連携強化	対象児童・生徒の確実な実態把握に努め、日常的に保育所、学校など関係機関の連携強化を図ります。
特別ニーズがある児童・生徒への教育的支援の充実	特別支援教育コーディネーターの校内での活用を進めるとともに、個別の指導計画及び個別の支援計画の作成により、通常の学級で進める特別支援教育の充実を図ります。



基本目標 2 子どもがのびのびとたくましく成長するまちづくり

(1) 楽しく充実した学校生活を過ごせる教育環境の整備

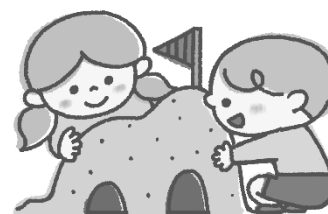
児童・生徒の生きる力を向上させ、自主性を育み、健康でのびのびとたくましく成長できる教育環境の整備を推進します。

取組	内容
少人数学級推進事業	35人少人数学級、複式対応、チームティーチングによるきめ細やかな授業等により学力の向上を図ります。
小中連携事業	義務教育9年間を見通した系統性、一貫性のある教育のため、小中連携教育を推進します。
家庭、地域連携事業	家庭における児童生徒の学ぶ意欲や基本的生活習慣の定着を図ります。
教職員研修事業	課題に応じたみやこ町独自の研修の実施による教職員の指導力の向上を図ります。
いじめ防止対策	心の教育、定期的ないじめに関するアンケートの実施等により、いじめに対する早期発見・早期解決を図ります。
行橋適応指導教室利用事業	学校との連携により指導教室へ入室を希望する児童生徒を支援します。
スクールカウンセラー派遣事業	いじめや不登校など子どもや保護者からの相談には、スクールカウンセラー、スクールアドバイザーによるカウンセリングの充実・強化を図ります。

(2) 子どもたちが様々な活動や体験にチャレンジできる環境整備

ニーズ調査では、町に期待することとして2番目にあげられている「遊び場の確保」に努めるとともに、子どもたちが様々な活動を体験できる環境のあり方について検討を行います。

取組	内容
遊び場の確保	児童遊園・児童公園だけでなく、地域住民の協力を得ながら、子どもたちが安心して遊ぶことのできる場の整備に努めます。
子どもたちの活動・体験の環境づくり	地域住民や各種組織・団体が一体となって、子どもたちが様々な活動を体験できる環境(機会・場所)づくりのあり方について検討します。



基本目標 3 地域全体で子育てを支えるまちづくり

(1) 子育てネットワークの構築

子育て支援グループのネットワーク化を図り、地域住民による子育て支援体制の整備を推進します。

取組	内容
子育て支援グループのネットワーク化	子育ての仲間づくりや情報交換を目的とした自主グループやボランティアグループのネットワーク化を図り、地域住民が一体となった子育て支援活動ができる体制の整備を進めます。

(2) 子ども等の安全の確保

地域住民が協働して子どもたちを犯罪等から守るとともに、通学路の安全性を確保し、子育てにやさしい施設整備を進めます。

取組	内容
子ども見守り事業	地域のボランティアによる「安全見守り隊」、子どもがトラブルに巻き込まれそうになった時に、助けを求めて駆け込める「子ども110番の家」への登録を促進し、子どもたちの安全・安心の確保を図ります。
学校情報配信事業	「安心メール」によって、各学校からの情報を保護者等にいち早く配信できるシステムの充実・強化を図ります。
通学路の安全性の確保	地域の要請を受けて、関係機関との協議のもとで、歩道空間の確保、カーブミラー等の設置を行います。
公共施設等のバリアフリー化の推進	公共施設の新設・改修に関しては、子育て世帯にやさしい施設整備を目指し、県のバリアフリー基準に沿って整備を行います。



(3) 子育てと仕事の両立の推進

ニーズ調査でみられるように保護者の就労意向が高まる中、仕事と子育ての両立が課題となっており、育児や家事を男女がともに担える男女共同参画社会に向けた取組の一層の推進を図ります。また、育児休業が取得しやすい職場環境づくり等、事業所（企業）における子育て支援の促進を図ります。

取 組	内 容
男女共同参画社会に向けた取組の推進	第2次みやこ町男女共同参画基本計画に基づき、安心して仕事と出産・育児の両立ができるよう社会環境の整備に努めるとともに、出産後の育児や家事を男女がともに担えるよう啓発します。
子育てと仕事の両立に関する啓発の充実	関係課と連携し、子育てと仕事の両立に向けた地域社会全体の支援について、広報紙やホームページにより啓発します。
事業所における子育て支援の促進	育児休業が取得しやすい職場環境づくり、妊娠中や育児期間中の勤務軽減等、事業所（企業）における子育てへの支援を促進します。



第5章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

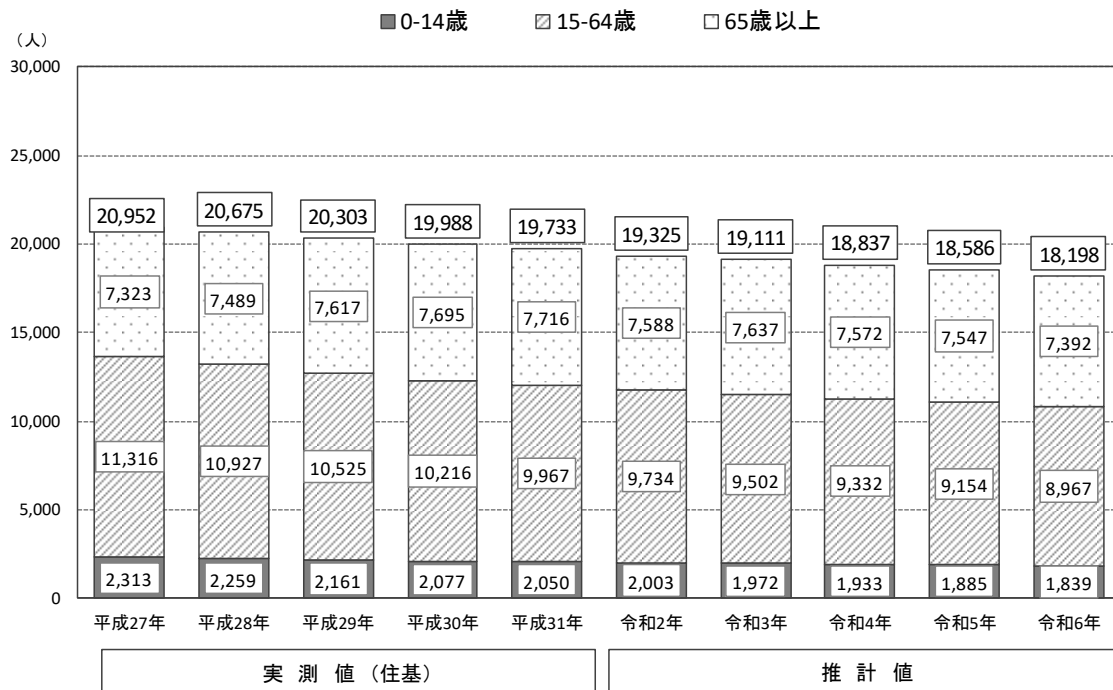
- 量の見込み、確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。
- 本町は、地理的に一体性があり、教育・保育の利用者は、町全域から最も適正な教育・保育施設を選択しており、この傾向は今後も変わらないと考えられます。
- このため、教育・保育提供区域は町全域を1区域に設定します。
- 地域子ども・子育て支援事業も町全域を対象として事業を実施していることから、今後も町全域を1区域に設定します。

2 児童数の推計

(1) 人口推計

- 計画期間の人口について、コーホート法を用いて推計すると下図のように推計されます。

■人口推計

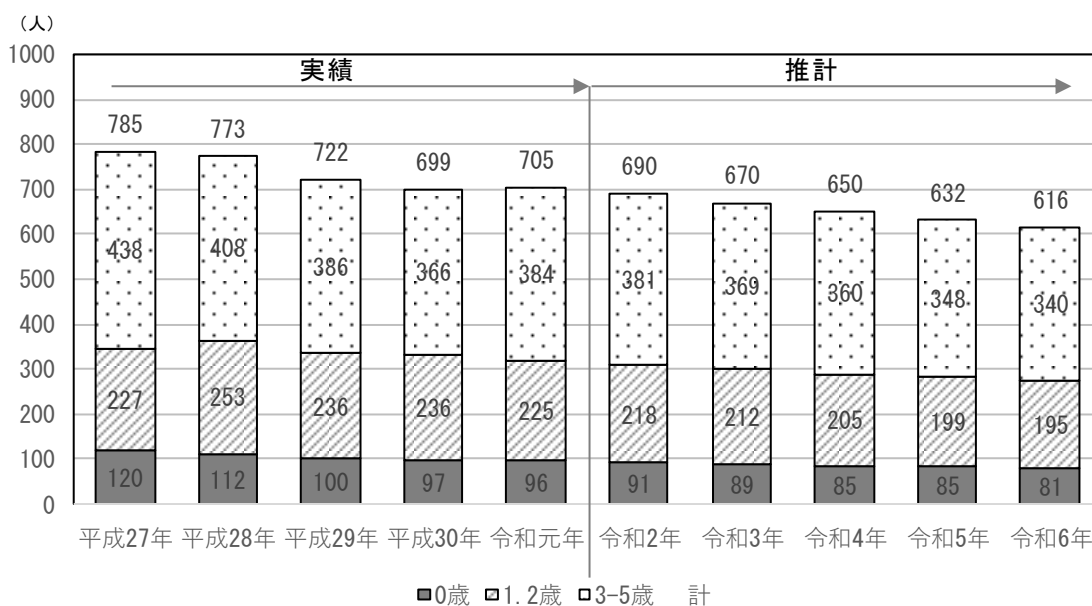
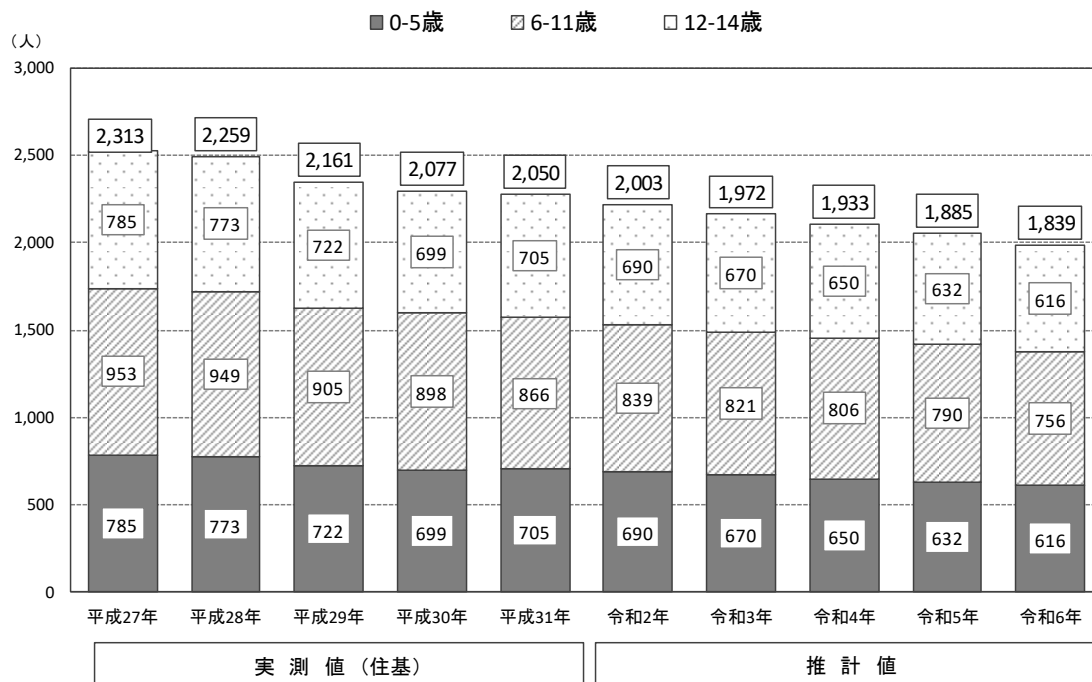


資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計値は住民基本台帳（平成27年～平成31年、各年4月1日現在）をもとにコーホート変化率法により算出

(2) 児童数の推計

○計画期間の児童数は、下図、下表のように推計されます。

■児童数の推計



■児童数の推計

(単位: 人)

年齢	実績					推計				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0	120	112	100	97	96	91	89	85	85	81
1~2	227	253	236	236	225	218	212	205	199	195
3~5	438	408	386	366	384	381	369	360	348	340
6~11	953	949	905	898	866	839	821	806	790	756
計	1,738	1,722	1,627	1,597	1,571	1,529	1,491	1,456	1,422	1,372

3 量の見込み及び提供体制の確保方策

(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業

1) 実績

本町の現在の教育・保育施設の利用人数は下表のとおりです。(令和元年5月1日現在)

(単位：人)

認定区分 利用人数 令和元年5月1日現在	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0～2歳)		計
	教育を希望	保育が必要	保育が必要		
			0歳	1～2歳	
幼稚園	24		—		24
認定こども園	45	79	73		197
			7	66	
保育所		161	88		249
			12	76	
町外の施設を利用	50	21	12		83
			1	11	
計	119	261	20	153	553
町外からの受託児童	3	17	11	13	44

2) 量の見込み

教育・保育の事業量の見込みについて、国のワークシートにより推計し(推計結果②)、次いで、現在の利用状況から推計し、結果として「④ 量の見込みの設定」を算出しました。これに教育・保育の無償化を反映した「⑤ 量の見込みの設定(教育・保育の無償化を反映)」の算出を行い、これを量の見込みとして採用します。

① 国のワークシートによる推計方法

認定区分		潜在的な家庭類型※	国による利用意向率の算出方法
1号 (3～5歳)	教育を希望	C'・D・E'・F	今後利用したい事業で、幼稚園(通常の就園時間の利用)または、認定こども園を選択した人の割合
2号 (3～5歳)	保育が必要	教育を希望	A・B・C・E
		左記以外	A・B・C・E
3号 (0～2歳)	保育が必要	0歳	A・B・C・E
		1～2歳	A・B・C・E

(※) 潜在的な家庭類型

- タイプA (ひとり親家庭)
- タイプB (フルタイム×フルタイム)
- タイプC (フルタイム×パートタイム (月120時間以上+48時間～120時間の一部))
- タイプC' (フルタイム×パートタイム (月48時間未満+48時間～120時間の一部))
- タイプD (専業主婦(夫))
- タイプE (パート×パート (双方月120時間以上+48時間～120時間の一部))
- タイプE' (パート×パート (いずれかが48時間未満+48時間～120時間の一部))
- タイプF (無業×無業)

② 国のワークシートによる推計

(単位：人)

認定区分 利用人数	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)		計
	教育を希望	保育が必要		保育が必要		
		教育を希望	左記以外	0歳	1～2歳	
令和2年度	54	302		197		553
		36	266	37	160	
令和3年度	53	291		192		536
		34	257	36	156	
令和4年度	51	285		186		522
		34	251	35	151	
令和5年度	50	276		181		507
		33	243	35	146	
令和6年度	48	269		176		493
		32	237	33	143	

③ 現在の利用状況による推計

(単位：人)

認定区分 利用人数	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0～2歳)		計
	教育を希望	保育が必要	保育が必要		
			0歳	1～2歳	
令和2年度	124	247	152		523
			20	132	
令和3年度	121	241	147		509
			19	128	
令和4年度	117	233	143		493
			19	124	
令和5年度	114	228	140		482
			18	122	
令和6年度	111	220	136		467
			17	119	

(算出方法) 現在の利用率* × 推計児童数

※利用率：現在の実績値（平成27年度から平成30年度の平均値）／各年の児童数



国のワークシートによる推計では、1号は少なく2号・3号は、過大な数値が見込まれるため、現在の利用状況による推計から見込みます。

④ 量の見込みの設定

(単位：人)

認定区分 利用人数	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)		計
	教育を希望	保育が必要		保育が必要		
		教育を希望	左記以外	0歳	1～2歳	
令和2年度	119	247		151		517
		29	218	19	132	
令和3年度	118	241		147		506
		28	213	19	128	
令和4年度	117	233		143		493
		28	205	19	124	
令和5年度	114	228		140		482
		27	201	18	122	
令和6年度	111	220		136		467
		26	194	17	119	



⑤ 量の見込みの設定（教育・保育の無償化を反映）＝採用値

国のワークシートを利用し、無償化になった場合の意向を反映して推計します。

（1号【教育を希望】は、3号【0歳】は、現在の利用状況による推計が、無償化を反映した数値より上回るため、前頁の推計値を採用し、他は無償化の影響を反映して推計）

(単位：人)

認定区分 利用人数	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)		計
	教育を希望	保育が必要		保育が必要		
		教育を希望	左記以外	0歳	1～2歳	
令和2年度	119	260		153		532
		35	225	19	134	
令和3年度	118	254		149		521
		34	220	19	130	
令和4年度	117	245		145		507
		33	212	19	126	
令和5年度	114	239		143		496
		32	207	18	125	
令和6年度	111	232		138		481
		31	201	17	121	

3) 確保の方策

教育・保育の見込みと確保の方策は次のとおりです。

【教育・保育の量の見込みと確保の方策（令和2年）】

（単位：人）

		1号	2号	3号		計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
		教育を希望	保育が必要	保育が必要		
量の見込み		119	260	19	134	532
確保の方策	幼稚園	60				60
	認定こども園	60	138	17	65	280
	保育所		215	21	74	310
	上記以外	0	0	0	0	0
	計	120	353	38	139	650
	町外施設利用	0	0	0	0	0
	合計	120	353	38	139	650
確保数－量の見込み		1	93	19	5	118

【教育・保育の量の見込みと確保の方策（令和3年）】

（単位：人）

認定区分		1号	2号	3号		計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
		教育を希望	保育が必要	保育が必要		
量の見込み		118	254	19	130	521
確保の方策	幼稚園	60				60
	認定こども園	60	138	17	65	280
	保育所		215	21	74	310
	上記以外	0	0	0	0	0
	計	120	353	38	139	650
	町外施設利用	0	0	0	0	0
	合計	120	353	38	139	650
確保数－量の見込み		2	99	19	9	129

【教育・保育の量の見込みと確保の方策（令和4年）】

（単位：人）

認定区分		1号	2号	3号		計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
		教育を希望	保育が必要	保育が必要		
量の見込み		117	245	19	126	507
確保の方策	幼稚園	60				60
	認定こども園	60	138	17	65	280
	保育所		215	21	74	310
	上記以外	0	0	0	0	0
	計	120	353	38	139	650
	町外施設利用	0	0	0	0	0
	合計	120	353	38	139	650
確保数－量の見込み		3	108	19	13	143

【教育・保育の量の見込みと確保の方策（令和5年）】

（単位：人）

認定区分		1号	2号	3号		計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
		教育を希望	保育が必要	保育が必要		
量の見込み		114	239	18	125	496
確保の方策	幼稚園	60				60
	認定こども園	60	138	17	65	280
	保育所		215	21	74	310
	上記以外	0	0	0	0	0
	計	120	353	38	139	650
	町外施設利用	0	0	0	0	0
	合計	120	353	38	139	650
確保数－量の見込み		6	114	20	14	154

【教育・保育の量の見込みと確保の方策（令和6年）】

（単位：人）

認定区分		1号	2号	3号		計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
		教育を希望	保育が必要	保育が必要		
量の見込み		111	232	17	121	481
確保の方策	幼稚園	60				60
	認定こども園	60	138	17	65	280
	保育所		215	21	74	310
	上記以外	0	0	0	0	0
	計	120	353	38	139	650
	町外施設利用	0	0	0	0	0
	合計	120	353	38	139	650
確保数－量の見込み		9	121	21	18	169



(2) 地域子ども・子育て支援事業

1) 延長保育事業

認定こども園や保育所などで、保育認定を受けた子どもを通常の利用日の利用時間や利用日以外で、保育を実施する事業です。

① 量の見込み

ニーズ調査から見込みます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	26	27	28	30	31
②確保方策	26	27	28	30	31
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

単位：実利用者数(人)

② 提供体制の確保方策

認定こども園2か所、保育所5か所で実施します。

(ニーズ調査による量の見込みの算出方法)

量の見込み = 家庭類型別の児童数 × 利用意向率

⇒ 家庭類型別児童 = 推計児童数 × 潜在的な家庭類型の構成比

⇒ 利用意向率 = 今後利用したい事業として、「認可保育所」から「居宅訪問型保育」のいずれかを選択し、かつ、利用希望時間が18時以降である回答者の割合

(対象年齢) 0~5歳

(潜在的な家庭類型) A・B・C・E

2) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労などのために昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に施設を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

① 量の見込み

ニーズ調査から見込みます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	293	309	325	342	358
②確保方策	340	340	340	380	380
過不足(②-①)	47	31	15	38	22

単位：登録児童数(人)

② 提供体制の確保方策

豊津児童クラブ、犀川児童クラブ、城井保育園児童クラブ、勝山児童クラブ、太陽の森児童クラブ、みやこ町特学児童クラブで実施し、指導員を適切に配置します。

(ニーズ調査による量の見込みの算出方法)

量の見込み = 家庭類型別の児童数 × 利用意向率

⇒ 家庭類型別児童 = 推計児童数 × 潜在的な家庭類型の構成比

⇒ 利用意向率 = 低学年(6~8歳)・高学年(9~11歳)の放課後に過ごさせたい
場所で、「学童保育」を選択した人の割合
(対象年齢) 5歳
(潜在的な家庭類型) A・B・C・E



3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気などの事情で子どもの養育が一時的に困難になった場合において、子どもを児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。

① 量の見込み

ニーズ調査から見込みます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

単位：延べ利用人数（人日）

② 提供体制の確保方策

見込みがないため、確保数は設定しませんが、緊急時に利用できるように関係機関と連携を図ります。

（ニーズ調査による量の見込みの算出方法）

量の見込み = 家庭類型別の児童数 × 利用意向

⇒ 家庭類型別児童 = 推計児童数 × 潜在的な家庭類型の構成比

⇒ 利用意向 = 利用意向率 × 利用意向日数

・利用意向率：保護者の用事により「ショートステイを利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番させた」人の割合

・利用意向日数：保護者の用事により「ショートステイを利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番させた」人の平均日数

（対象年齢）0～5歳

（潜在的な家庭類型）すべての家庭類型

4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が集まり、仲間づくりや交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供・助言、その他の支援を行う事業です。

① 量の見込み

ニーズ調査から見込みます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	230	231	231	232	232
②確保方策	230	231	231	232	232
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

単位：月当たりの延べ利用回数(人回)

② 提供体制の確保方策

みやこ町子育て支援センター(なかよしキッズ)、バンビーノ、びよびよキッズで事業を実施します。

(ニーズ調査による量の見込みの算出方法)

量の見込み = 家庭類型別の児童数 × 利用意向

⇒ 家庭類型別児童 = 推計児童数 × 潜在的な家庭類型の構成比

⇒ 利用意向 = 利用意向率 × 利用意向日数

・利用意向率：地域子育て支援拠点事業を「利用したことがある」と今後の意向で「利用したい」の割合

・利用意向日数：「利用したことがある」と今後の意向で「利用したい」人の月当たりの平均回数

(対象年齢) 0~2歳

(潜在的な家庭類型) すべての家庭類型

5) 一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象とした一時預かり）

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼稚園、認定こども園の在園児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

① 量の見込み

ニーズ調査から見込みます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	1号 認定	123	119	116	112	110
	2号 認定	6,187	5,992	5,846	5,651	5,521
	計	6,310	6,111	5,962	5,763	5,631
②確保方策		6,310	6,111	5,962	5,763	5,631
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

単位：延べ利用人数（人日）

② 提供体制の確保方策

認定こども園2か所で実施します。

（1号認定 ニーズ調査による量の見込みの算出方法）

量の見込み = 家庭類型別の児童数 × 利用意向

⇒ 家庭類型別児童 = 推計児童数 × 潜在的な家庭類型の構成比

⇒ 利用意向 = 利用意向率 × 利用意向日数

・利用意向率：ア：1号認定の子どもの不定期事業の利用希望の割合

×イ：不定期事業を利用している幼稚園利用者の一時預かりや幼稚園の預かり保育利用の割合

・利用意向日数：不定期事業への利用意向がある人の平均日数

（対象年齢）3～5歳

（潜在的な家庭類型）C'・D・E'・F

（2号認定 ニーズ調査による量の見込みの算出方法）

量の見込み（人日）

= 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される人数 × 利用意向

⇒ 家庭類型別児童 = 推計児童数 × 潜在的な家庭類型の構成比

⇒ 利用意向 = 利用意向率 × 利用意向日数

・利用意向率：1.0

・利用意向日数：2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される人の「就労日数」（年間）

（対象年齢）3～5歳

（潜在的な家庭類型）A・B・C・E

6) 一時預かり事業（保育所等の預かり保育）

通常の利用時間以外に、保育認定を受けていない子どもに対し、保育所等で保育を行う事業です。

① 量の見込み

ニーズ調査から見込みます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	56	48	40	34	29
②確保方策	56	48	40	34	29
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

単位：延べ利用人数（人日）

② 提供体制の確保方策

保育所7か所を実施します。

（ニーズ調査による量の見込みの算出方法）

量の見込み = 家庭類型別の児童数 × 利用意向

- － 「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の利用意向日数（日）」
- － 「不定期事業の利用状況におけるベビーシッター、その他の利用日数（日）」

⇒ 家庭類型別児童 = 推計児童数 × 潜在的な家庭類型の構成比

⇒ 利用意向 = 利用意向率 × 利用意向日数

・ 利用意向率：不定期事業への利用意向がある人の割合

・ 利用意向日数：不定期事業への利用意向がある人の平均日数

（対象年齢）0～5歳

（潜在的な家庭類型）すべての家庭類型

7) 病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

① 量の見込み

ニーズ調査からは過大な値が見込まれるため、これまでの実績を踏まえて見込みます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	66	66	66	66	66
②確保方策	66	66	66	66	66
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

単位：延べ人数(人)

② 提供体制の確保方策

行橋京都病児病後児保育室「アンファン」で、みやこ町・苅田町・行橋市共同で実施します。

(実績による量の見込みの算出方法)

量の見込み = 需要率の平均値 × 0～5歳の各年の推計人口

⇒ 需要率：実績値 / 実績年の児童数



8) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生などの子どもがいる保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を希望する保護者と援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡や調整を行う事業です。

① 量の見込み

ニーズ調査から見込みます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

単位：延べ利用人数（人日）

② 提供体制の確保方策

本町では、ファミリー・サポート・センター事業は実施していませんが、ニーズがあるため、実施に向けて検討を行います。

(ニーズ調査による量の見込みの算出方法)

量の見込み = 家庭類型別の児童数 × 利用意向

⇒ 家庭類型別児童 = 推計児童数 × 潜在的な家庭類型の構成比

⇒ 利用意向 = 利用頻度 × 利用意向日数

・利用頻度：子どもが低学年高学年の時に、放課後過ごさせたい場所として「ファミリー・サポート・センター」を選択した割合

・利用意向日数：「ファミリー・サポート・センター」で過ごさせたいと回答したものの平均日数

(対象年齢) 5歳

(潜在的な家庭類型) すべての家庭類型

9) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や必要に応じて相談・助言を行い、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

① 量の見込み

現在、実施していません。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

単位：設置か所数(カ所)

② 提供体制の確保方策

実施の予定はありません。

10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

① 量の見込み

これまでの実績と今後の出生数から見込みます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	71	69	66	63	61
②確保方策	71	69	66	63	61
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

単位：訪問人数(人)

② 提供体制の確保方策

保健師等が訪問して、育児に関する相談、子育て支援の情報提供を行います。

(実績による量の見込みの算出方法)

量の見込み = 訪問人数の割合の平均値 × 各年の推計出生数

⇒ 訪問人数の割合：実績訪問人数／実績出生数(平成27年度～平成30年度)

11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する指導や助言などを行うことにより、家庭での適切な養育の実施を確保する事業です。

① 量の見込み

これまでの実績と今後の出生数から見込みます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	28	27	26	25	24
②確保方策	28	27	26	25	24
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

単位：訪問人数(人)

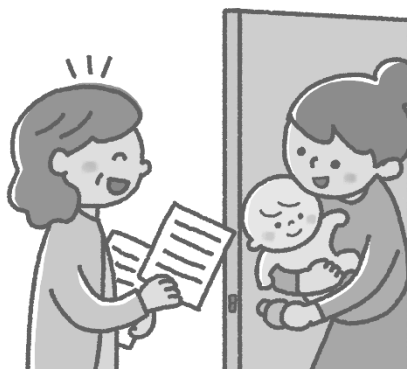
② 提供体制の確保方策

支援が必要な家庭を把握し、保健師等の育児家庭訪問支援員を派遣し、育児・栄養指導等を行います。

(実績による量の見込みの算出方法)

量の見込み = 訪問人数の割合の平均値 × 各年の推計出生数

⇒ 訪問人数の割合：実績訪問人数／実績出生数(平成27年度～平成30年度)



12) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

① 量の見込み

これまでの実績と今後の出生数から見込みます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	855	826	787	758	728
②確保方策	855	826	787	758	728
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

単位：年間延べ回数（人回）

② 提供体制の確保方策

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を配布し、受診を奨励します。

(実績による量の見込みの算出方法)

対象者数 = 対象者率の平均値 × 各年の推計出生数

受診人数 = 受診率の平均値 × 各年の推計出生数

⇒ 対象者率：実績対象者数／実績出生数

⇒ 受診率：実績受診人数／実績出生数（平成27年度～平成30年度）



第6章 計画の推進体制

1 町民や関係機関等との連携

本町においては、質の高い教育・保育及び地域子ども子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め、庁内関係各課間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

また、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設、地域型保育事業の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

2 計画の推進・点検体制

計画の実効性を確保するためには、定期的なフォローアップが必要です。そのため、みやこ町子ども・子育て会議において、個別事業の進捗状況（アウトプット）と計画の全体の成果（アウトカム）で点検・評価を行い、この結果を公表するとともに、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

また、計画に定めた量の見込みが実際の利用状況等と乖離している場合など、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。



資料編

みやこ町子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項の規定に基づき、みやこ町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置き、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌し、町長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (3) みやこ町子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項

2 子ども・子育て会議は、前項に規定するもののほか、子ども・子育て支援施策に関し町長が必要と認める事項について調査し、又は審議するものとする。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやこ町子ども・子育て会議委員

(敬称略)

区 分	所属・役職	氏 名	備 考
(1) 子どもの保護者	みやこ町PTA連絡協議会 会長	浦 山 剛	
	保育所・認定こども園保護者 代表	中 野 広 行	
	幼稚園保護者 代表	原 田 ルミ	
	子育て支援センター保護者 代表	白 川 奈々	
(2) 事業従事者	みやこ町保育協会 会長	西 郷 信 行	《会長》
	のびのび幼稚園 副園長	下 村 三 千 代	
	みやこ町子ども育成連合会 会長	原 田 正 文	
	みやこ町子育て支援センター 「バンビーノ」・「ぴよぴよキッズ」理事長	坪 井 大 輔	《副会長》
	みやこ町放課後児童クラブ 理事長	原 田 保 敬	
	豊津寺子屋実行委員会 会長	長 野 宏 子	
(3) 学識経験者	みやこ町教育委員会 教育委員	中 村 彰 夫	
	みやこ町小中学校校長会 久保小学校長	村 上 佳 正	
	みやこ町社会福祉協議会 事務局長	橋 口 結 城	
	みやこ町民生委員・児童委員協議会 主任児童委員	奥 村 寿 麻	

